

桜源郷をになう

「実践に向けて」

桜源郷をになう「実践に向けて」

良い景観形成を図るには、自然・歴史・文化など様々な景観要素を、自分の家のことのように思う愛着や責任の意識をもって、考えられるようになることが重要である。

そうした意識をもつ市民一人ひとりが、主体的に景観まちづくり行動を起こすことで、見せかけだけではない中身のともなった、本当の意味での魅力的な景観が生まれる。

また、市民一人ひとりの主体的活動がしっかりと行政の政策や計画と関連したものである必要がある。

景観に関する問題は、高層マンションなどが建ち始めた三〇年ほど前、このころから市民の関心が高まり、自治体において景観に係わる条例を制定するところが増え始めた。国は、これらの動きを受けて二〇〇三（平成一五）年七月「美しい国づくり政策大綱」の制定、二〇〇四（平成一六）年六月には「景観法」の公布を行っている。したがって、他の政策に比べて日が浅く、

やっと国民の認知を得たという状況にある。

茨城県内でも、景観問題に積極的に取り組もうとしているところは、現在六団体で、本市はその一つの景観行政団体である。

景観に関する取り組みに対して、行政も市民も経験がほとんどない状況を踏まえ、この章では、景観に関する政策や計画の意義・重要性の認識・取り組みに関する考え方を述べる。次に永く継続しなければ効果が見えない景観まちづくりについて、今後の体制づくりの基本的なことを述べる。そして、景観まちづくりが市民の主体的行動なくしては、成し得ない性格をもったものであることを理解していただき、市民の自律的な活動が生まれることを期待したい。

景観まちづくり政策の意義・役割

何かを成し遂げる際に、計画的に物事を考えることは重要である。政策や計画というものは、何を、どのように成し遂げていくのかを文章・図表・写真などで構成し、それを作成する過程で、様々な人々に合意を得る。そして、それを広く周知することで、

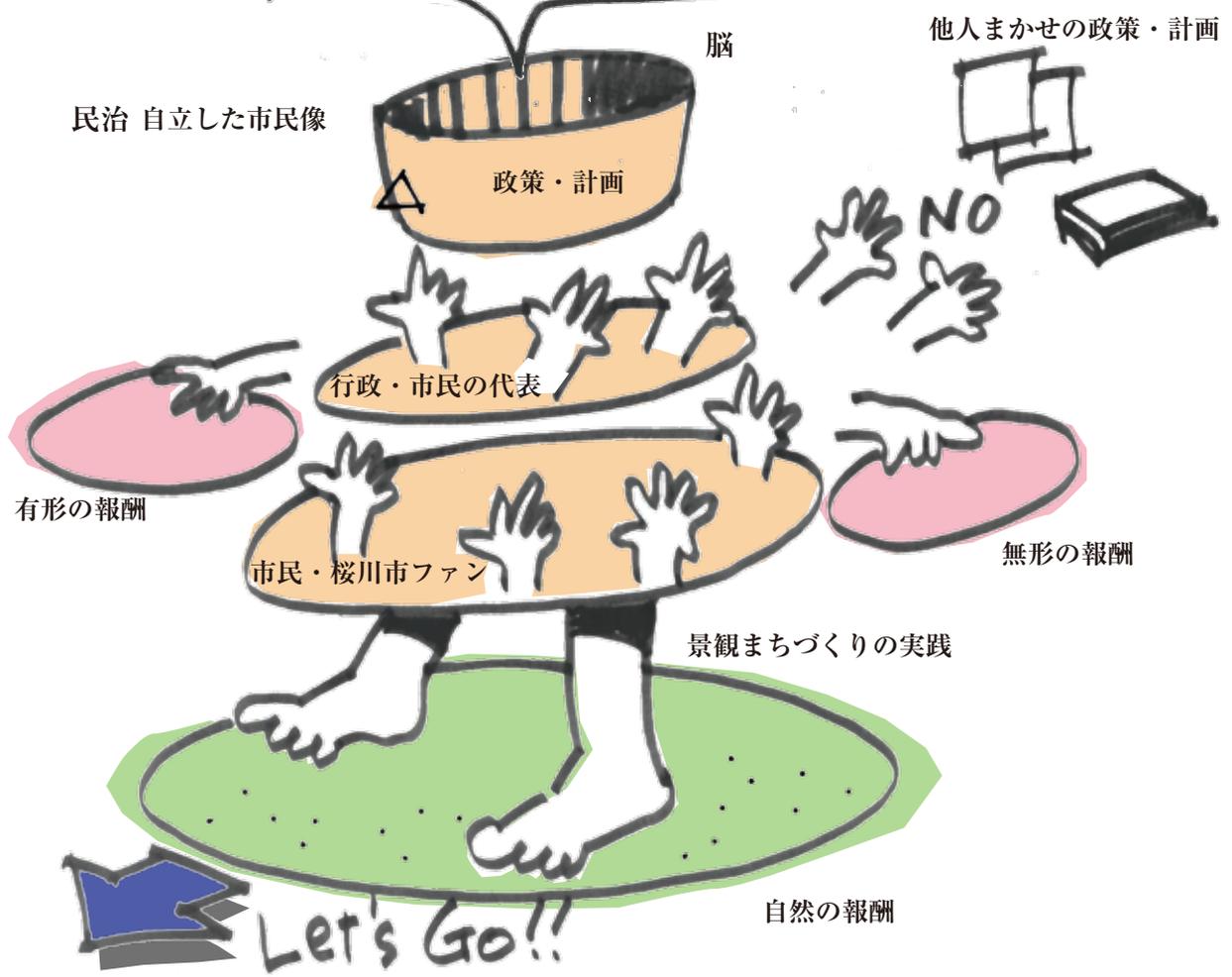
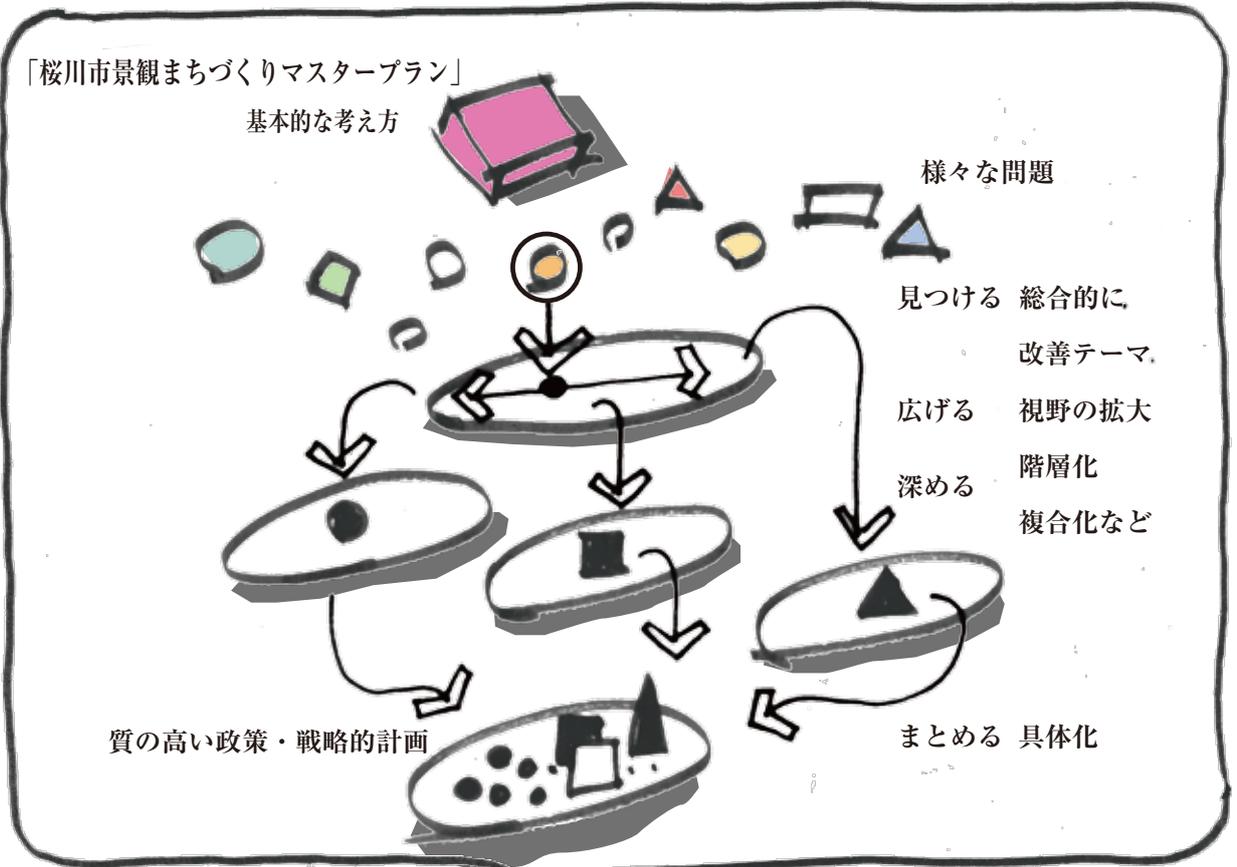
目指すべき社会の大きな方向性をつくる。

このように、政策・計画とは、考え方・方針・行動などを掲げ、それらの内容を市民に示し、約束すること（コミットメント）で、社会に影響を与えるものである。行政が示す政策や計画が社会に与える力は、一概には言えない広範なものであるが、コミットメントによって、地域の産業や市場の動向に影響を与えたり、市民の思想や暮らし方に影響を及ぼしたり、行政のあり方を変えたりしていくものである。

ここでは、政策・計画の重要性や捉え方、形成の過程や実践の段階・手法などについての考え方を示しながら、今後の景観まちづくりの実践に向けて、行政や市民がもつべき意識や活動を進めていくためのモチベーション（意欲・過程）について整理する。

■政策・計画の重要性

地方分権の進展は、地方自治体に自己決定・自己責任のある自立した地方政府になることを要求している。市民の一番身近な行政機関（市役所）が、地域の現状を把握し、地域にとって必要なことを進めていく政府になるといふことである。



これまでは、社会基盤整備のため、大抵のことは国が政策として決めて、それを県の指導のもとに、市役所や町村役場などが実践してきた。つまり、下請けである。その理由は、市町村固有の政策や計画といわれる大きな発想やビジョンがあまり必要なく、重要視もされず、国としての発想やビジョンの基に、社会基盤を優先的に形成することが最大の目標であったからである。税金の使われ方も上(国)から下(自治体)へ自動的に流れたのである。

しかし、社会基盤がほぼ整った今は、地方の実情に合った固有の政策をもつことで、優先的に税金が配分され、より良い地域を実現する時代になったのである。そのためには、地方自治を実現していくための市民の意思が大変重要となる。市民こそが、どのような地域づくりをするのか考え実践する。つまり、政策に興味をもち、その目標のために、働く市民の代表(政治家など)や組織(行政など)の有効性を評価していかなければならないのである。

これからは、各地方自治体が、固有の政策や計画によって地域づくりを進め、地域が独自に発展していくことができる。

その反対に、質の悪い政策や計画を立てた場合は、資金が滞り、地域の発展が望めない上に、地域(自治体)間の生活格差は広がっていくものと考えられる。これまでのような、下請け的で主体性の欠けた政策や計画は、通用しなくなってくるだろう。

本書は、本市の「景観まちづくり」に関する考え方を示したものである。つまりは、景観政策や計画をどのような方向で考えるべきかを示したもので、原点になるものがある。景観まちづくりは、見た目だけの問題解決ではなく、見えている景観の中身の問題を解決しなければ、景観の真の向上は望めない。景観まちづくりは、長い時間と労力をかけて、少しずつ実現していく政策である。本書によって、まずは、多くの関係者と考え方や方向性を共有していくことが重要である。

また、今後は「行政が何をするのか」だけでなく、何をするのかの基礎になる目的・考え方・公共としての関与の妥当性などについても、関心をもつ必要がある。それが、政策や計画の重要性を決める本質であり、実践に向けての核になっていくものだからである。

政策・計画の捉え方

市に対して、市民が求めるものは何か。その一つは、納めた税金に対する、有効な使い方とそれに見合った政策内容や行政サービスの享受である。当然、これを決めるのは、選挙により、市民の信託を受けた市長と議会である。議会は、審査と立法によって、市長は、構想と行動によって、それを示す。そして、それらを補佐し、実行するのが行政(市役所)である。

行政サービスという言葉があるが、社会が複雑かつ高度化するに伴い、公共が負うべき政策分野が拡大している。それに加え、地方分権が進むことにより、市役所は行政サービスを提供する機関から、地域の社会状況を調査し、必要な政策を立案する機能も担うように求められている。つまりは、行政サービスの役割と内容が、自治体により、一律ではなくなるということである。

ちようど、企業がマーケティングリサーチを行い、市場の動向を分析し、売れる商品を開発するように、個々の市役所が、自らの地域をリサーチして、市長や議会と共に、地域にとって求められる政策を立案し、実施していくことになる。

どんな政策を、なぜ実施し、地域社会で何を成し遂げ、それが地域社会の形成にどう影響を及ぼすのか、それを踏まえて、いかに質の高い政策をつくることができるかが重要であり、今後は、それらを構想し実行する役割を持つ「政治家」と「市役所」の資質が市民にとつての生命線となる。

では、そういった政策をどのように着想していけばいいのか。主に、三つの視点で考えなければならない。

一つ目として、景観まちづくりでは総合的な視点で政策を捉える。総合的とは、従来の組織ごとの役割の範囲で限定的に政策を捉えるのではなく、重要なテーマを切り口にして、関連する政策を広く捉えるということである。景観まちづくりでは、景観やまちづくりというテーマを切り口として、都市計画・環境・産業・観光・市民協働などの分野を横断し、各政策を総合的な視点で捉え、本書が目指す方向に繋げていく。

二つ目として、階層的な視点で政策を捉えていく。これは、その政策を実現するための個別施策のそれぞれについて対象とする影響範囲や実践の段階で協働しなければならぬ範囲を、個別に階層として把握し、

捉えるということである。たとえば、景観まちづくりにおいては、市域を超えて広域で実践しなければならぬ施策や全市的に実践しなければならぬ施策、集落単位の施策、各々の課で対応できる施策や複数の課が連携して対応に当たらなければならぬ施策などの階層に分けて、それぞれの課題や目的を把握しながら、全体として一つの方向性を保っていかねばならない。本書では、階層的な視点での個別施策の対応を進めた際でも、景観まちづくり全体が同じ方向に進むように、全体としての考え方や政策方針を示している。

三つ目として、政策には、複合的な視点が必要になる。複合的とは、総合的かつ階層的に捉えた個々の課題や政策分野を、一つひとつ関連付けて捉えるという考え方である。いくら総合的に広いテーマで政策を捉えても、そして、それらを階層別に捉えても、各々の関連性を確認し、複合的に物事を捉えなければ、何かに偏りができたり、全体としての方向がくい違ったりしてしまうことになりかねない。特に、全体の調和が大事な景観まちづくりについては、より大切になる視点だと言える。

このように、複雑で高度な現代社会では、より良い景観まちづくりを進めていくために、質の高い政策形成が重要であり、それには、総合的・階層的・複合的な視点で「政策」を捉える。常にそういう視点で政策を捉えて行く姿勢をもつことが大切になる。

政策・計画をつくる

政策や計画をどのようにつくるか。つくる際の考え方やその策定プロセスが重要である。なぜなら、政策や計画の内容というものは、実行性を大きく左右するものだからであり、実践してこそ意味をなすものだからである。そのためには、政策や計画の優先度合・必要性などの正しさを証明することや、その政策に対して、どれだけの人々が合意しているのかといった点が重要になるからである。

まず、政策形成にあたって、景観まちづくりにおいては、真つ白なキャンバスに絵を描くのではなく、すでにある風景に人物やものを入れるという考え方で進めていくことが大切である。政策や計画と聞くと、これから何をしていくのかを定めるもので、大きな夢を描いてしまいがちだが、現在の成熟した社会にあつては、すでにある程度、

空間はつくられてしまっている。都市の中で、人の手が入っていないところはない。これから新たに何かをつくるという発想ではなく、今あるものをよく理解し、残すべきものは残し、少しずつ「もの」「空間の質」などの関係性を高めていくということが重要になる。そして、これはすべての政策に共通する。

あらゆる分野に様々な社会制度が、すでに整備されている。それらの現状を検証しながら、さらに必要なものや不要なものを選別し、公共として、どんな役割を担う必要があるのかといった点に留意し、政策形成を進めていかなければならない。

次に、策定プロセスである。たとえば、中学校や高校のクラスで文化祭の出しものを決めるといった場面がある。先生が、強行的に出しものを決めてしまうのと、みんなで話し合っつて決めるのでは、後で実行する際のクラスのやる気が違ってくる。政策となればなおさらである。策定プロセスとは、言わば合意のプロセスでもある。だが、どのような立場で、どれぐらい策定プロセスに参加するかについて、景観まちづくりでは、特にその実行を市民力（見識

力＋実践力）に期待する部分が多いことから、より多くの市民参加を目指している。

このような合意のプロセスについては、その質を高めようと、様々な試みがなされているが、完全なものとは存在しない。民主主義国家では、選挙という仕組みによって、市民の代表者を選出し、その合意によって、政策を決めていくことが、合意のプロセスの代表的な仕組みである。

しかしながら、価値観の多様化の現代では、その仕組みが必ずしも機能しているとは言えない。代表者は、全ての政策に関する信託をもって選出される訳ではなく、信託以外の政策に関する是非は、選挙という仕組み以外の部分で補完するしかない。また、多数決の原理は、時に、市民の多くが反対する政策について、正当化してしまう場合がある。

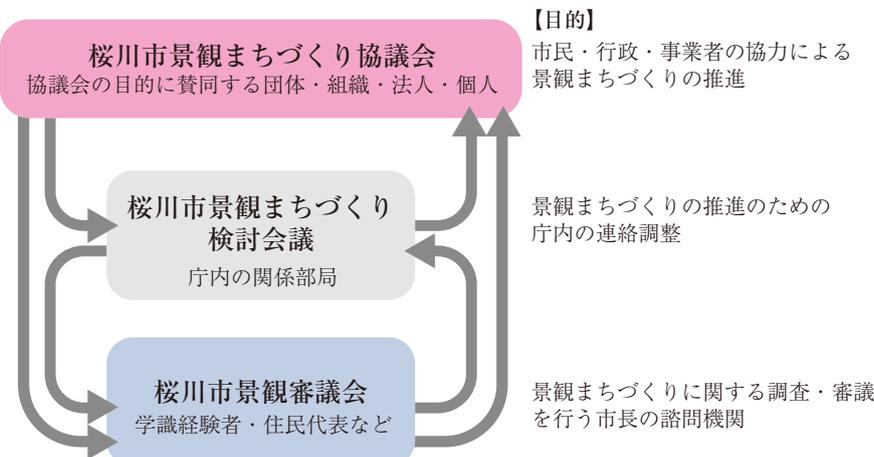
景観まちづくりについては、「協議会による協議」と「審議会による審議および合議」を合意プロセスの軸とし、そこに不特定多数の市民・市議会議員・専門家（学識経験者など）を交えて、進めていくことを念頭においた制度としている。

このような制度は、適切な情報開示と多

数の市民参加によって支えられるものだと
言えるので、政策や計画をつくるといった
行為について、最も重要なことは、多くの
市民が市民力をもつことであると言える。
本景観まちづくりマスタープランの策定
に関して、その考え方やプロセスが多くの
市民や関係者の理解を得られることを望む。

桜川市景観まちづくりの合意形成概念図

景観まちづくり政策は、桜川市景観まちづくり協議会を中心とした、3つの組織の連携により推進する。



■政策の実践とは

景観まちづくりは、市民が原動力となつて実践されていくことが期待される。まちに対する誇り・愛情を醸成するためには、自ら考え行動する主体となつていくことが重要だからである。

ここまで、政策の捉え方(立案の段階)と政策をつくること(形成の段階)について述べてきたが、政策をどのように実践に移していくのかについても考えなければならぬ。

政策を実践していくための方法として、一つには権威というものがある。権威とは、あこがれや尊敬、畏怖や恐怖などを背景とし、特権的な威力をもつて人々を服従させる力だと考えられ、人々の思想・政治体制が統一され市民がそれに従うだけの社会では、政策の実行に一定の影響をもつ。

しかしながら、社会の成熟とともに権威は消失し、現代社会においては、権威のみによつて政策を実行していくことは困難であると言える。前述の選挙以外の仕組みを合意のプロセスに組み込む必要が生じているという現状も、権威の消失に由来するところがあるのではないかと考える。

そのようなことから、現在では、法律や条例などの法によつて定められる権利の行使(権力)により政策の実行していくことが一般的となっている。景観まちづくりにおいては、景観法や桜川市景観まちづくり条例によつて、その実行が担保されている。無論、権力を発生させるために必要な手続きは、議会で立法する方法に限定されている。これが、現在、政策実行手段の主流である「法治」である。

もう一つ、政策を行なう段階で大切なことは、政策の実現手段を立法に代表される仕組み(システム)づくりだけに頼るのではなく、それと同時に市民意識の醸成を図っていくということである。市民意識の醸成とは、法による強制ではなく、自主的・自律的な行動を誘発させることを目指すもので、これは、権威による政策実行とも異なり、人々の理解や信頼を背景とする「民治」と呼べる政策実行手段である。

特に、本書に課せられた役割は、市民意識の醸成であり、これを契機として、今後の「実践に向けて」の展開を図っていきたい。

■市民概念が変化する新しい時代の市民が支えるまちづくり

近年の産業構造の変化により、本市に限らず、多くの市民がサラリーマン化した。農林業や石材業が中心であった時代は、職場と住まいが同じ市内にあり、地元民としての意識を十分にもてる状況にあったが、今では地元意識を強く認識しにくい状況にある。

また、大人以外でも高校から市外に通学し、大学からは東京に住むというケースも増えている。このことは、地元に誇りと愛情をもつ市民が長い時間をかけて政策実現を図っていくことが望まれる景観まちづくりにおいて、大きなマイナス要因となる。様々な活動において、若い担い手の不足は深刻である。

こうした時代の中、地域のみで人材を賄うやり方では、まちづくりが進行しにくい状況が生まれる。なにか、新しいやり方を模索する必要がある。

アイデアとして、一つは、サッカーのサポーターのように、桜川ファンを育て、ファンと協働で本市をつくっていくやり方がある。ファンの心をつかむために必要な資源

として、自然・農産物・祭事などのほか、特徴的な資源として、真壁のまちなみ・桜川のサクラ・石材などの魅力を高めファンを獲得する。

二つ目は、東京など他都市にいる本市出身者を束ねる在京クラブの様な組織をつくり、常に地元との連携を図り、まちづくりに対する人的協力・資金的協力がとれるような関係をつくる。

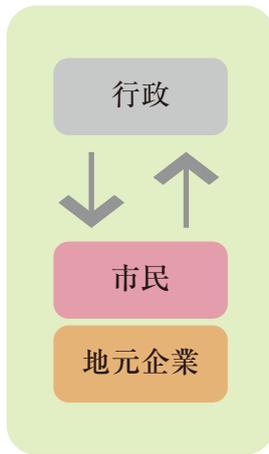
三つ目は、本市に少しでも滞在する企画を多く立ち上げ、良い思い出や体験をもった人を増やす。たとえば、自然体験、農業体験、桜の植樹体験、石彫体験など様々な企画を立ち上げることが可能である。

この他にも様々なアイデアによって、本市のファンを獲得することができる。

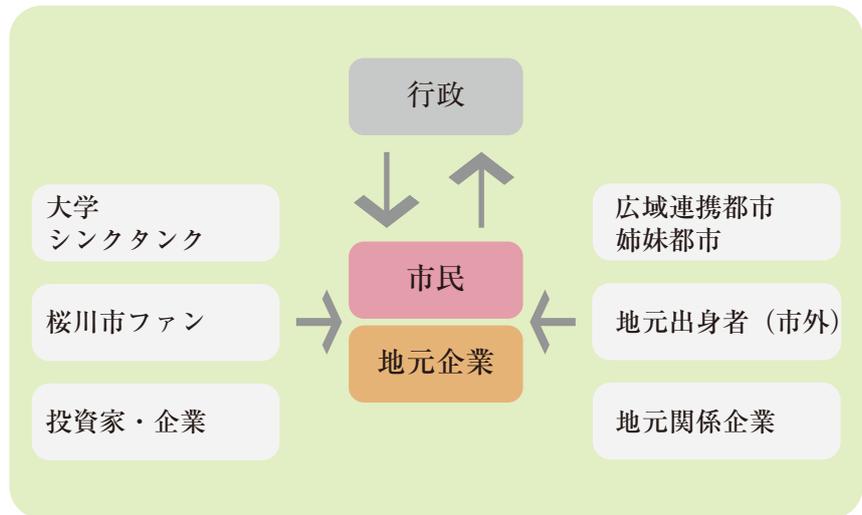
また、様々な研究開発や通信技術の発達により、現代人の行動や意識は、自由に広範囲に広がっている。今までのように、市内に住む人のみを市民として見る時代ではなくなっている。

今までの住民登録済みの固定化した市民のみが市民ではない時代であるという意識の元に、景観まちづくりの進め方を考える必要がある。

いままでの桜川市



これからの桜川市



■景観まちづくり活動で得続けなければならない真の報酬

景観まちづくり活動を始めるきっかけや持続的な活動として続けていくためには、その対価として何がしかの有形・無形のメリット⇨報酬が必要になる。義務・特典・自発という動機付けの種類はいずれにしても、動機の生まれる根拠・これを維持する根拠は、報酬を「意識」することにあるからである。もちろん、意識する報酬は人それぞれであるが、義務的な動機付けで意識する報酬は万人に一律である傾向が強く、特典や自発という段階に依拠して、意識される報酬は、多様なものになると言える。特に、自発的な動機付けを維持していくためには、自らが独自の報酬を探し、意識し続けなければならぬ。

現代社会は、わたしたちの生活から無形の報酬を次第に遠ざけ、有形の報酬⇨金銭を至上とする生活を生み出してきた。お金さえあれば生活が守られ、他者や集団の関係がなくても生きられる社会システムを生み出したのである。

しかし、人は誕生以来、各自が所属する集団の中で生活し、その集団を守ることで身

を守ってきた。集団の死は自身の死を意味

することから、必死に集団のために働く人材になろうと努めてきた。食料を確保すること・子孫を残すこと・作業を協力することなどの行動から得られるこの報酬は、お金を使う社会がつくられる、はるか以前から数千年間に渡り続けられてきたものである。自分が他者や集団のために役立つことに対する喜びは、長い時間の中で培われ、体の根底に潜んでいる感覚から来るものである。わたしたちは、お金が得られなくても、他者や集団から喜ばれている実感があれば、十分なモチベーション（意欲）を得ることができるのである。したがって、本来はだれでもがすべきと考える他者や集団への奉仕が、経済や時間的ゆとりのある人たちの慈善的活動となっている。

そのような社会でも、わたしたちの心には、まだ、無形の報酬の喜びを感じる心が残っている。たとえば、良い製品やサービスを提供すること、教育に情熱を燃やすこと、スポーツ・音楽・芸術・科学などに打ち込んだり、一斉の草刈りや様々なまちづくり活動を行ったりなど、お金の代え難い心の喜びを忘れてはいない人たちがたくさ

んいる。

有形と無形の報酬を得るために、社会をつくり守ることは、自身が生きる社会を直接的に成立させることになる。

では、二つの報酬を得ることが、景観まちづくり活動の真の報酬なのか。「もうひとつの報酬」、二つの報酬の根底にある報酬を忘れてはならない。それは、自然を基本とするすべての環境である。

わたしたちの生活は、そのすべてを自然環境からつくり出している。この自然環境がなければ生活・文化・文明の何一つ生み出せないのである。たとえるまでもないが、水・石油・石炭・ガスなどはエネルギーとして、石材・木材は様々な建物をつくる材料として、動植物は食料や衣料として欠かすことのできないものとなっている。

人類にとっての地球の自然環境・日本人にとっての国土の自然環境・市民にとっての地域の自然環境の存在が、わたしたちの生存を保障する重要な存在なのである。

そして、それらからなる社会や社会が生み出すすべてのものが成す姿がまさしく「景観」であり「まち」そのものである。

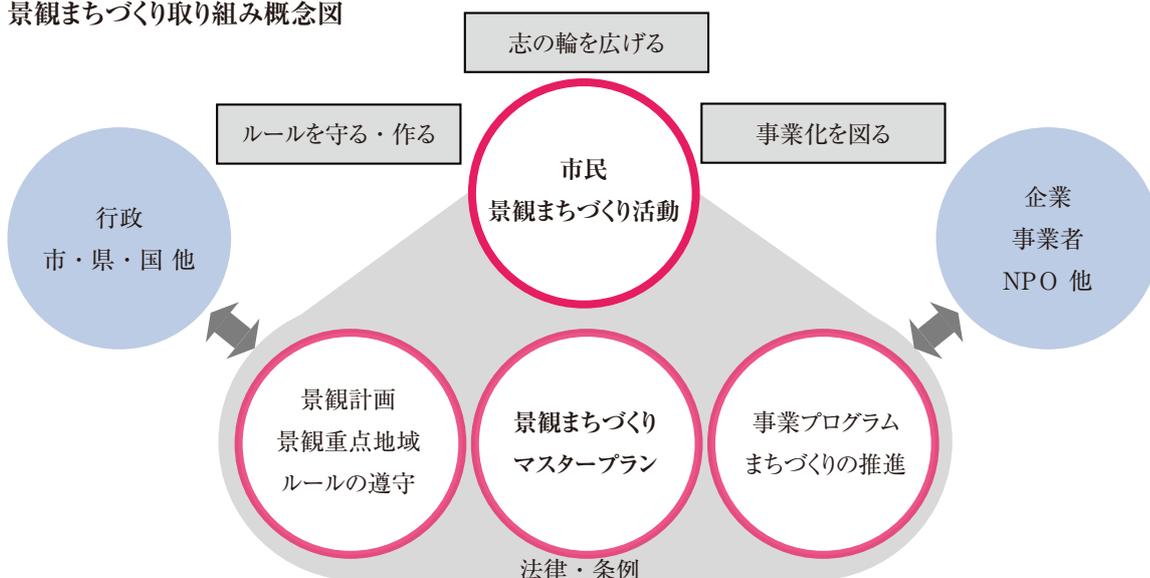
わたしたち桜川市民は、古代より保証さ

れた、恵まれた地域に住んでいる。

本市の景観まちづくり活動は、地域の景観を守り、つくりだす。この努力は、自らが暮らす地域環境を保ち、その恩恵に浸ること強い愛着や誇りを地域に持てるということである。わたしたちのまちが最高だと胸を張って言えること、そして、自身の手でそれをつくりだすことが出来ることは、その場に暮らすものにとって、何物にも代えがたいものであることを知っているのである。この恵まれた環境に対する既得権を多くの市民が十分に理解し、さらに、子孫へと永続させるために活動することが、景観まちづくり活動で得ることが出来る本当に大事なものではないか。地域と共に歩んでいくためには、普段何気なく暮らしてしまっている地域のことに目を向けて、ここに暮す価値を見直し、さらによりよい環境を生み出すことを、そこに暮らすわたしたち自身が気付かなければならない。わたしたちの地域はわたしたち自身でつくることで、地域の恵みを享受できるのである。

良好な状態の地域環境が、わたしたちの身近に存在し続けることこそが「真の報酬」なのである。

景観まちづくり取り組み概念図



景観まちづくり政策の推進に関しては、

根拠となる「条例」、方針や考え方を示す「景観まちづくりマスタープラン」、景観法に対応し景観形成に関する基準などを定める「景観計画」、様々な事業を体系的に位置付ける「事業プログラム」を基本とする。

また、広い領域を対象とし、総合的に推進するため、都市計画・環境・産業・観光・文化など既存の分野との連携を進める。

加えて、景観まちづくりは、社会状況の変化に影響されやすいため、その実効性をどう担保するかといったことが重要である。

よって、従来のような「年次ごとに実現していく」計画ではなく、「考え方や方針を示し、進行状況を定期的な評価・確認しながら目標や手法を見直す」など、既定の年次にこだわらず、必要に応じて確認ができるような方法を考える。

■景観まちづくりの発展
志の輪を広げる

景観まちづくりの実践は、日常生活の行動や行事として、あるいは、事業などに取り込まれてこそ前進するものである。そのためには、より多くの人々が参画すること

が重要である。

また、学校での地域・環境・歴史・文化・産業などの学習機会を活用し、景観まちづくりの理解を図ることも大切なことである。

- ・同じ志をもつ
- ・一人ひとりが行動する
- ・いろいろな知恵を出す
- ・市民と協働の計画づくり
- ・市民への計画の周知
- ・学習の機会をつくる

- （景観まちづくりスクールの開校など）
- ・人材を育てる
- ・行動する仲間をつくる
- （ボランティアグループ・NPOなど）

ルールを守る・つくる

景観まちづくりの目標を具現化するためには、最低限、景観要素に対する規則やデザインなどのルールを守ることが必要である。加えて、ルールとは建築物などの「もの」に限定して係るものではない。人々の「行動」などに対するルールも含めて、広く考え、検討することが大切である。ルールとは、目に見えにくく、即効性のあるものではないが、長い時間をかけて、確実に、少しずつ

つ景観まちづくりを具現化させていくものである。

既存の様々なルールや新たなルールを守ることにより、確実に目標に近づくことができる。

ルールの例

・法令 景観法

茨城県景観条例

茨城県屋外広告物条例

桜川市景観まちづくり条例など

・協定 景観協定

緑化協定

建築協定など

・任意 憲章

宣言

景観デザインガイドライン

色彩デザインガイドラインなど

事業化を図る

景観まちづくりは、市民の生業と直接的な関わりを持っている。単に、見た目を整えるだけのものではなく、生業の姿こそが景観の大きな魅力となる。一つの事業プログラムから収益事業へと発展することは、活動の安定化と活力をもたらし、景観まち

づくりへの貢献はもとより、新たな産業景観として、地域の豊かさと魅力を獲得することになる。収益の見通し具合により起業化を狙うことも視野に入れる。

事業の着眼点(参考)

・地場産業の活性化を図る

・観光事業化を図る

・環境事業化を図る

・研究・研修事業化を図る など

その他

景観デザインガイドラインの検討

景観まちづくりの趣旨や考え方を、より深く、よりわかりやすく伝えるために、デザインにかかわる具体的な内容を示したガイドラインをつくる。

デザインレビュー

具体的な形が現れる事業の経過や成果に対し、だれもが目にすることができ、意見交換できる仕組みをつくる。事業情報をわかりやすく公開することにより、デザインの内容確認と基準を越えた創造や発見、他への波及効果などを期待することができる。より質の高い景観形成を図ることができる。

資金を使う・つくる

実践の内容によつては、経費的な負担が伴ってくる場合がある。また、大きな事業になればなるほど費用負担が増大する。官・民・様々な団体による助成の活用や、自ら資金を生み出すなど、財源の確保を行うことは大切である。

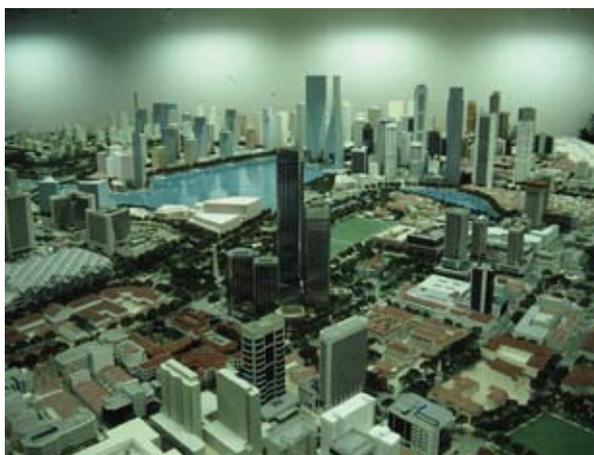
参考

・公的助成金制度を活用する

・民間助成金制度を活用する

・募金・基金などを募る

・企業広告・スポンサーを獲得する



シンガポールでは市街地を大きな模型で示し、開発する内容や施設のデザインを市民に公開したり、形や色彩の違う模型を差し替えて景観検討を行っている。このような方法は、だれにでも分かりやすく、かつ実際に近いシミュレーションができるため、景観の良し悪しが判断しやすい。

■景観まちづくりマスタープランの発展

本書は、本市が景観まちづくりを推進していく上での基本的な事項として、景観の現状、景観まちづくり推進にあたっての考え方や方針を示し、市民や行政、事業者などの関係者が地域景観を考えるための入門書となることを意図している。

また、本書の活用により、市民一人ひとりの心が育まれ、景観まちづくりに関する責任と行動が生まれること、それがみんなでまちを育てることに繋がっていくことを願っている。

今後の景観まちづくりマスタープランの発展の方向として、さらに景観に関連する内容の調査を進め「桜川の今」を充実させること、産業や日常生活など地域社会との結びつきを再生・創成させていくための方針・考え方を整理し、新しい制度に繋げるための指針を示すことなどが考えられる。

加えて、景観まちづくりへの市民一人ひとりの行動を誘発していくため、本書をより多くの市民に周知していくことが、景観まちづくりの発展となり、見直しの段階では、景観まちづくりマスタープランの充実にも繋がっていくことであると考える。

■景観計画の作成と発展

景観まちづくりの実践には、景観まちづくりマスタープランが、主に担うべき「志の輪を広げる」ことに加え、「ルールを守る・つくる」といった実践が必要である。

よって、本市は景観行政団体として、景観法にもとづき景観計画を定め、この制度の活用により、良好な景観形成を図ることを目指している。

その制度の中心となるのが、景観形成のためのルールであり、それは、市民に義務を課し、権利を制限する、いわば規制である。規制というと、ネガティブなイメージを抱く方も多いのではないかと推測される。

しかし、規制による利益があるという事実を忘れてはいけない。たとえば、都市計画による用途地域の規制は、家の近くに大きな工場が建設されることを未然に防いでいるし、景観の規制は、その地域の雰囲気を壊すような奇抜なものが建設されることを未然に防いだりする。規制とは、未然に防ぐことや誘導を図ることが主な役割なので、表立ってはその利益が目に見えにくいものなのである。また、規制とは運用の仕方によって、地域運営への参加を促したり、

地域への関心を高めたり、地域運営そのものの強化についても期待できるものである。

本市が目指すべき景観計画の方向性は、画一的で事前確定的な規制ではないし、許容性に代表される強固な規制ではない。また、行政のみがその規制の運用を支配するものであってもならないと考えている。

本市が考える景観計画とは、多様性のある基準に基づき行われる計画協議的な規制であり、届出制に代表されるような柔軟な規制である。加えて、その規制の運用を市民と協働で進めることで、地域の住民による地域の運営基盤を強固にすること、つまり市民自治を推進することを目標とするものである。前提として、このことをまず、市民および関係者にご理解いただきたい。

そして、景観計画は、計画の対象となる建築物などが計画に従って建設されることよって、さらなる周知を図ることができると。また、景観形成の重要性を市民が認識する近道になる。景観計画の推進は、計画の実践により、「公的財産として景観を捉える意識の芽生え」と「景観に対する共有意識」を育む。

このような意識の変化と市民自治を推進

するための仕組みやルールが、他の都市以上に本質的で豊かなまちづくりの創出につながる。本市では、これが景観計画の重要な役割であると考えている。景観計画等の規制は、政策を実現するための近道になる手段ではない。しかし、着実に景観まちづくりを進めるための基盤になるものである。

また、景観計画の発展の方向性としては、地域ごとの個性豊かな景観の創出や地域の実情に合わせた自治の推進を実践していくため、景観計画区域を全域とした上で、重点地域等の設定を個別に進めるなど、ゾーニングを重層構造にすることや、景観重要建造物や樹木の指定に代表される景観法に基づく様々な制度の活用方針を定めること、活用するための手続きを制度化して担保すること、一定の条件下でインセンティブ（活用を誘発するもの）を与える制度を構築すること、景観計画そのものの作成過程や変更過程を市民と共有するための仕組みを構築していくことなどを考えている。

■事業プログラムの作成と発展

事業プログラムは、景観まちづくり実践のため「事業化を図る」について、実践を

体系的に示し、位置付けるものである。政策の実現プロセスの中で、一番直接的な行為は事業であり、積極的な政策実現の手法であると言える。

それゆえ、事業の実施には基本的に費用が発生する。事業プログラムの作成で重要なことの一つは、その費用をどこから調達するかを慎重に検討することである。

加えて、事業とは実施されることで効力が表れるものである。事業プログラムに位置付けを行ったからといって、景観まちづくりが進むものではない。よって、事業プログラムを作成する際には、位置付ける事業について、それを進める主体はどこか？いつ実施するのか？について、十分に検討することが重要になる。

そして、事業プログラムに位置付けを行っていく事業を発案する際の考え方としては、分野をあまり限定することなく、自分たちができることは何なのかを柔軟に考えた上で、様々な人と意見交換をすることが大切になる。意見交換は、新たな発想を生み出し、発案する内容の共有化にも繋がる。

また、事業プログラムの発展の方向性としては、事業プログラムの進捗状況を適切

に把握し、見直しが必要な部分を正確に見直せるような質の高い評価システムを構築していくことや、事業プログラムの進行に出るだけ多くの市民が参加できるように仕組みづくりを進めていくことが考えられる。

■景観まちづくりと他の政策分野の連携 (考え方)

景観は、視界に入るものすべてに関連し、広く考えれば、雰囲気や匂いなど、目には直接見えないものまでも対象の範囲となりえるものである。加えて、幾重にも重なり合う要素の調和が、良好な景観の保全・創出には欠かせないものである。

したがって、それぞれの要素の調和や高いレベルでの質の確保を図るためには、多くの政策分野が関連し、その連携を進めていかなければならない。

本市では、政策分野の連携と協力を進めるため、関係課長による「桜川市景観まちづくり検討会議」を組織している。本会議を有効に活用した政策形成と実行が重要になる。具体的には、景観まちづくり協議会において市民や関係者と協働で立案した方針・事業を景観まちづくり検討会議で調整

し、関係部局と一体になって総合的に進めることや景観まちづくり検討会議で検討した事項を景観まちづくり協議会に提言することなどが考えられる。

このように、既存の組織を有効に活用し、市民と行政が協力して政策立案機能をもつことや事業の実施についても、行政が進めるべきことと市民が主体となって進めることを割り振っていくことなどが、様々な政策分野との連携を進める上で、前提としなければならぬ基本となる。

■景観まちづくりの広域連携

(計画対象空間の捉え方)

たとえば、「筑波山」や「桜川」をイメージしていただきたい。これらは、本市だけではなく、他の市域にまたがる景観要素である。国道50号などの広域幹線道路も同様である。現在、景観まちづくりに限らず、経済活動や行動範囲などが拡大し、様々な分野での行政界をまたがった広域連携が必要だと言われているが、景観まちづくりにしても一定の対象物や空間を区切った中で、広域連携を図らなければならない。

空間の捉え方の例の一つとして、コア(中

心)とバッファー(周辺)、アプローチ(導入経路)に分けて、計画対象を捉える考え方があ。たとえば、真壁地区のまち並みを例にすると、コアが重要伝統的建造物群保存地区であり、バッファーがそれを取り囲む市街化区域、アプローチは県道つくば益子線や県道石岡筑西線、JR岩瀬駅などと考えられる。このように、景観は一つの対象物(建築物や樹木など)を対象として捉えるのではなく、対象物を含めた空間全体で考えるものであることから、計画する空間の区切り方や対象の管理主体との連携が必要になる。

また、計画する空間の対象範囲をどこまでにするかという事も景観を考える上で重要である。これが決まらなと協議・協力する連携主体も決まらない。では、どのような考え方で空間の対象範囲を検討すれば良いのか。一つには、一体の空間として視認性が認められる範囲を空間の対象範囲として定めるとい考え方があ。また、ユネスコでは、コアとなる対象物が持つオーセンティシティ(本物・本質・真性)を明らかにし、これのインテグリティ(完全性)を保持するために必要な対象範囲をバッ

ファーとして捉えるというような考え方を示している。

たとえば、真壁のまちなみでは、そのオーセンティシティは四〇〇年前から続いている町割りであり、これを軸として、コアとなる範囲を重要伝統的建造物群保存地区として設定している。加えて、そのような背景を考慮してバッファーと考えているのは、市街化区域内といった具合である。これらの範囲は、山などの特別に大きなものに遮られることもなく、一体的な視認性も確保している。空間の対象範囲を定めるとい行為は、非常に難しいが、その拠り所として、中心となる対象がもつオーセンティシティを明らかにすることは、重要である。

また、近年は合併により自治体の面積が拡大していることに加え、地方分権の進展により自治体間の交流も活発である。茨城県においても「筑波山周辺地区広域景観形成プラン」を策定し、広域連携のモデルを示すとともに、広域景観の重要性を提案している。本市としても、広域的な景観として整備・保全すべき対象物とそのために必要な一体的空間については、積極的に景観まちづくりを進めていくべきだと考えている。



筑波山周辺地区広域景観形成プラン

2009（平成21）年3月に、茨城県土木部都市局都市計画課が策定した計画。県を代表する景観資源の「筑波山」・「つくば道」を核として、周辺の7つの市を広域景観形成対象エリアにしている。計画は、主に筑波山の美しい山容の保全・山頂からの展望・エリアからの眺望景観の確保・周辺の歴史的景観・農村景観・研究学園などの都市景観について景観的課題の改善や筑波山への眺望が楽しめる周遊道路の沿道景観形成などを目的としている。

本市では、雨引観音・つくばりんりんロードからの筑波山への眺望、真壁地区の伝統的まち並みなどが主な対象に取り上げられている。



関係7市

■ 集落単位での景観まちづくり

（地区計画と連携・プログラムの作成等）

本市は、明治時代の村が、そのまま現在の集落になっており、行政区の単位もほぼ集落の形態と一致している。市民の多くが農業を生業としてきた時代から、集落という単位では、冠婚葬祭だけではなく、集落内の道路整備など、生活を成り立たせるための様々なサービスを自らが担ってきた。

しかし、近年、たとえば、葬儀は葬儀屋を通し、斎場で行うことが一般的になってきているなど、第三次産業の発達により、集落が共助・互助により成り立たせてきたサービスを、一部は役所が、一部は市場が担う構図に変化してきている。これが進むと、集落という地縁でつながっていた各家族がバラバラになり、無縁化してしまうことが懸念される。景観まちづくりは、集落のことも自分の屋敷のように愛着と誇りをもって接していくことが大切であるため、地縁を維持し、集落単位での実践を進めていくことは、極めて重要なことである。

今後、人口減少や高齢化の進行に伴い、この集落単位での生活に関する相互扶助機能がどのように変化していくのかを見据えながら、新たな機能として景観まちづくりの機能についても検討していかねばならない。周知のとおり、人口減少と高齢化という社会構造の変化は、公共サービスの分野にまで影響を及ぼす大きな構造の転換である。公共サービスに係る財源の縮小と公共サービス全体に占める高齢者福祉の割合の増加が同時に起こるからである。

加えて、人口減少の影響は、地方都市において、より顕著であり、過疎化や集落の維持が困難になるといった課題も、遠い将来のこととして考えてはいけなものである。

このような現状の中、集落の結びつきや相互扶助の新しい形態として、まちづくりというキーワードに着目できないだろうか。まちづくりとは、多様な意味をもつ単語であり、一律に一言で説明できるものではないが、およそ、自らの手で自らの地域をマネジメントするための行動を表す言葉だと考えられる。

まちづくりの組織は地縁により集まった集団と目的により集まった集団に分けられるが、これまで、自治の機能を担ってきたのは、地縁により結び付いている組織、つ

まり、自治会や町内会、本市では、行政区といった組織である。

しかしながら、昨今、注目を浴びているのは、目的のもとに結び付いている組織、たとえば、「桜川市景観まちづくり協議会」の構成団体になっているようなまちづくり組織である。目的をもつ組織が元気である背景として考えられるのは、人々のライフスタイルや価値観の変化により、核家族化が進行するとともに近所づきあいが希薄化したことや産業構造の変化による第三者サービスの充実がもたらす地縁組織の機能低下、まちづくりに対する目的の多様化や高度化、広域化などが挙げられる。

これは、市民と公共サービスの関係、つまり、それぞれの役割分担が大きく変化してきたことを意味する。そして、これからの市民と公共は、集落を基本的な単位として、もう一度、それぞれの果たすべき役割とその分担を見直さなければならぬと考えられる。

目的別まちづくりの発展は、市民自治の観点からは、非常に好ましい変化だと言える反面、生活を支えるための都市機能は、土地とは最終的に切り離すことのできない

ものだと考えると、地縁によるまちづくり機能を見直し、自治機能として保持しておくことは必要である。

景観まちづくりは、土地利用や空間利用といった側面から、土地や集落との結びつきが深い「目的別のまちづくり」という性格のものであると言える。

今後、都市計画に代表される土地利用調整まちづくりとの連携を図りながら、社会構造の変化の中で、持続的に魅力ある集落を維持していくための手段として、集落単位での景観まちづくりを進めていくことが必要ではないか。また、その進め方として重要なのは、もう一度、一人ひとりが集落での付き合いや集落のあり方、集落への帰属意識、景観まちづくりの意義や景観まちづくりで実現したいことを見直すとともに、総合的な自治の方針として、自分たちに何ができるのか、どのぐらいの公共サービスを求めるのかといった点に着目して考えていくことが重要だと考えられる。集落単位での景観まちづくりによって、地縁型まちづくりと目的型まちづくりの融合という新しい形式のまちづくりを模索していきたい。

その過程で、景観まちづくりを含めた集落単位での総合的な計画のあり方や新しい自治の仕組みなどを検討するとともに、都市計画などの多様な政策分野との連携と実現の方策についても検討を行うことが求められる。

景観まちづくりの集落（目的の拡大・充実）

- 自然環境管理
〈自然林の再生・不法投棄・生態系保全など〉
- 住環境保全・管理
〈新旧市民居住・生活スタイルの変化への対応〉
- 人材育成
〈教育・子育て支援・才能育成など〉
- 地場産業・事業の創出
〈農林業の活性化・新事業の創出など〉
- 自然エネルギーの活用
〈ソーラー・バイオマスなど〉
- 自治の充実・地域文化の継承
〈地域連帯意識の再構築・祭事・イベントなど〉

いままでの集落

資源管理機能

[山林・水源・道路など]

生産補完機能

[農林業・害獣駆除など]

生活扶助機能

[冠婚葬祭など]



■景観まちづくり協議会の今後について
(役割)

これまで、桜川市景観まちづくり協議会は、主に景観まちづくりマスタープラン【桜源郷】や景観計画の策定にあたっての協議調整や内容の立案といった機能を担ってきた。これは、市民の思いを政策に込めることや関係事業者との政策調整といった上で重要な役割であったと言えるが、今後、直接的な行為を伴う事業の実施など、本市の景観まちづくりを進めていく上では、更なる景観まちづくり協議会の機能の充実が必要になる。

景観は、日々の積み重ねであり、長い時間と歴史・文化・文明などの反映であるとも言えるもので、これを保全し創造していくためには、それこそ「市民レベルでのまちづくりの積み重ね」と「政策として市が実行する取り組み」との融合が重要だからである。特に、他の政策分野との連携に関する考え方にも記述しているが、市民と行政の役割分担やまちづくりの実践手法などが、大きく変化している現状にあって、桜川市景観まちづくり協議会に代表されるような市民・事業者・行政による協働機関が

果たす役割は大きく、その取り組みは、今後のモデルとしても期待されるものである。機能の充実の方向性としては、「桜川市景観まちづくり協議会で事業プログラムの実施をしていくこと」や「構成員になっていくまちづくり団体を支援するためのファンド（基金）」としての機能・「相談・アドバイス等の支援」など多岐にわたり、景観まちづくり協議会が、本市の景観まちづくりの中心組織として機能していけるよう、その役割を明確化していくことが重要である。



桜川市景観まちづくり協議会 ワークショップの様子



子供たちによるまちづくり発表会



筑波大生によるまちづくり発表会



都市のあり方研究会



真壁地区：まちづくりイメージマップ



視察：群馬県伊勢崎市（レクチャーの様子といせさき明治館）





写真上：地域カルタで遊ぶ 写真下：発表・意見交換の様子

景観まちづくり教育

国土交通省が地域の個性を生かした良好な景観形成を支援する目的で、景観まちづくりに対する教育・学習事業を推進している。そのねらいは主に二つある。

- 一人でも多くの国民に、景観まちづくりを理解してもらう
- 国民一人ひとりが景観形成にかかわる主体となる

2007年（平成19年度）本市の羽黒小学校が「景観まちづくり学習推進のための実践モデル校」に選定（全国18校）され、「景観まちづくり学習モデルプログラム」に取り組んだ。

主な学習内容は、3～6年生の各学年ごとに「地域カルタをつくる・こんなまちが好き！～堀も景観の一部・わたしの住むまちこんなまち～校歌の風景を読む・地域景観プランナーになろう」など、児童のまち調べを中心とした6～8時間の学習を実施した。

カメラを持ってまち調べ



■景観まちづくりの評価・進捗管理体制をつくる

時代の変化や、政策実行率の上昇とともに、計画段階との開きが現れる。定期的に各内容を評価する仕組みと、その評価基準を検討する。『計画』という概念を「静」から「動」へ変えるの項目でも記載しているが、より戦略的に景観まちづくりを進めるためには、評価の仕組みづくりは、非常に大切である。これは、主に「評価の手続き」と「評価するための基準」「評価の判断基準」に分けられる。

しかし、それ自体も社会変化の状況に合わせて、適宜変更していくことが有効であると考えられることから、本計画では、その考え方を示すことにする。

第一に、評価の手続きでは、市民に広く公表し、その評価をフィードバックする。専門家の意見を伺うなど、様々な主体から評価を受けられるようなプロセスを組み入れることが重要であるし、最終的な評価の判断を個人が行うのか、集団が行うのかといったことも重要である。また、評価を周知する際に、より多くの人ができるだけ簡単に情報を手に入れられるように、公表の

仕方を工夫することも必要だと言える。

第二に、評価するための基準（評価指標）では、事業の進捗具合だけでなく、「市民意識のリサーチ結果の蓄積と分析による社会変化の動向」と「現在の目標」のすり合わせを行うための基準が必要なことや数字で表せない評価をどうやって具体的な指標として示すのかといった基準を考えなければならぬ。景観まちづくりが、どのように公共に寄与していて、どのぐらい有効に作用しているのかを推し量るためには何が必要なのかを考えることが重要である。

第三に、評価の判断基準については、総合的な視点で、階層別に、複合的な判断をすることができるような基準が求められることになる。判断において、特に重要だと考えられることは、できるだけその結果を具体的にすることは、どこが良くて、どこが悪いのが明確にならない判断基準では、将来の景観まちづくりの改善に活かすことが難しい。判断基準については、評価基準と一体的に検討する必要があるものであり、非常に高度な技術が要求されることから、前例や慣習に捉われず、評価の手続きにおいて、判断する主体が使いやすい

ものにすることを基本としつつ、公平性・正当性が保てるものとし、柔軟に作成・改訂を行っていくことを前提に考えていくべきである。

いずれにしても、評価や管理の仕組み・体制をいかに構築するかは、景観まちづくり政策の成否を握る重要事項である。本計画を含めたそれぞれの計画や事業の性格に合った基準づくりが望まれる。

評価スケジュール

常に計画の評価や更新と推捗状況を確認し、成果や問題点などを明らかにする。そして、市民がそれらの内容を把握・共有することが重要である。そのためには、評価スケジュールを定めて、計画や具体の達成状況を公開し、市民の評価を受け、確認や見直しをしていく必要がある。図（次項）はその評価スケジュールの目安を示したものである。当然ながら、社会変化の状況に合わせ、スケジュールの確認や見直しの間隔は、適宜調整していくべきである。

計画ごとの評価の間隔の違いは、それぞれの計画が担う内容や範囲の大きさに起因している。景観まちづくり条例は、景観まちづくり全体の仕組みを支えるもので、頻

繁に見直したり、変えたりすることには馴染まない。景観まちづくりマスタープランについても、景観まちづくり全体の方向性や考え方を担うものなので同様である。

しかし、より具体的なことを定める景観計画や事業プログラムなどは、あまり間隔を空けすぎないで評価し、柔軟に見直すことが重要である。

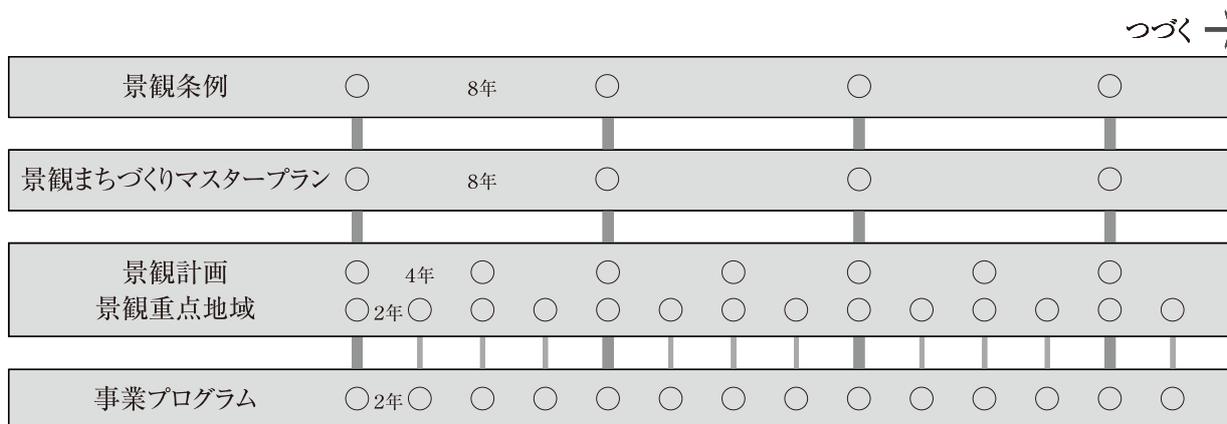
評価・見直しの間隔で大切なことは、目的や方針などの大きな方向付けについては、なるべく一定に保ったままで、その実現手法を、社会状況の変化に合わせて、細かく評価し、見直ししていくことである。

政策の実現とは、旅行にたとえれば、旅の目的地については、あまり変更しない。アメリカに向かっていたはずなのに、途中でインドに向かうルート変更するのは無駄が大きい。そのような大きな変更ではなく、西海岸のサンフランシスコに向かっていたところを、同じ西海岸の北部にあるシアトルにするといったような、アメリカへ向かう基本姿勢を保った変更程度にすべきである。

しかし、途中で早く到着する必要がある場合、船から飛行機に乗り換えるなどの

景観まちづくり 評価・管理スケジュール概念図

○印 事業評価年



変更、つまり手段の変更は適宜実行していくべきであると言える。政策の実現とは旅のようもので、その評価スケジュールも、それぞれの計画等が担う役割や目的に合わせて、設定していくことが重要である。

評価と対応

本書は、景観まちづくりの総合的な方針および考え方を示したものであるため、原則として改訂はしない。ただし、基本的には、八年間隔ごとに審査を行い、その時代の価値観に照らし合わせ、欠落が明確となった場合は、対応する部分を改訂する。

また、政治の転換、大規模な自然災害など、突発的で著しい変化により改訂の必要が発生した場合は、適宜、改訂を検討する。

改訂の判断および内容の審査は景観審議会が行い、内容については、景観まちづくり協議会において検討を行うこととする。

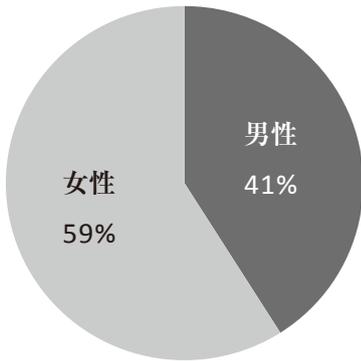
資料

市民アンケート結果

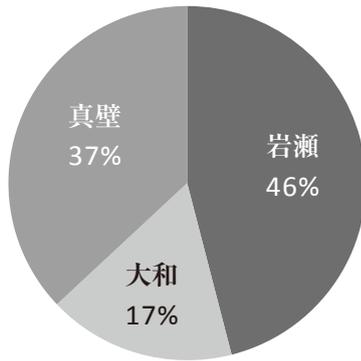
■ 回答者プロフィール

アンケート総発送数 2000通(不達28通)
 有効発送数 1972通
 回答数 451通
 回答率 23%

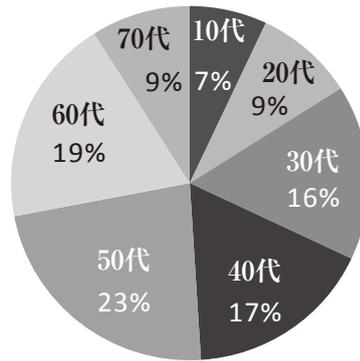
男女比



居住地

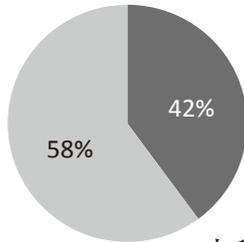


年代

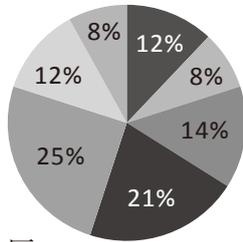


地区別

男女比

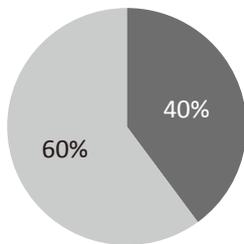


年代

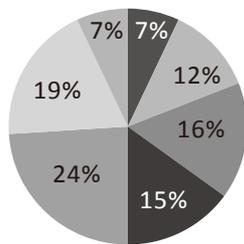


大和地区

男女比

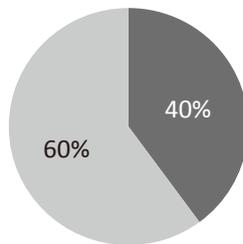


年代

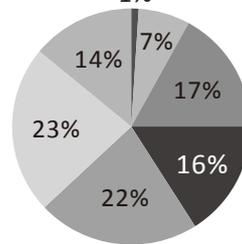


岩瀬地区

男女比

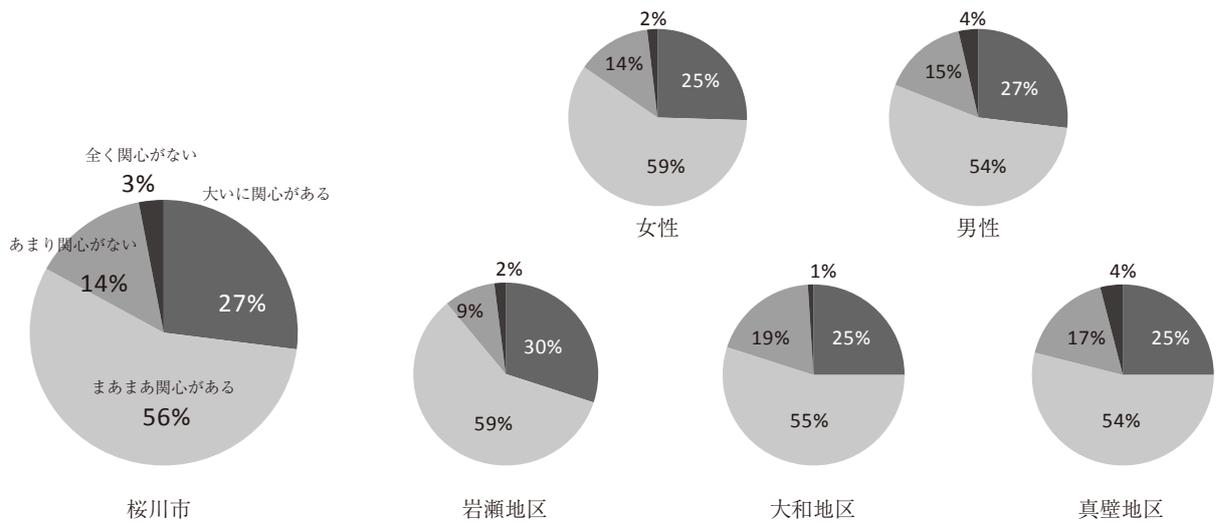


年代

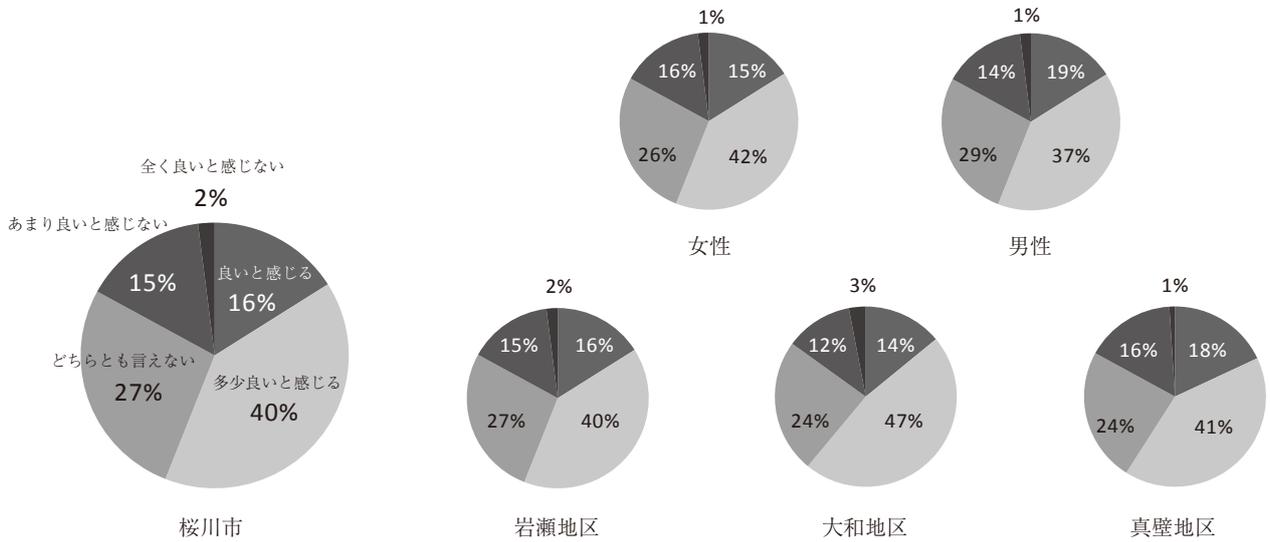


真壁地区

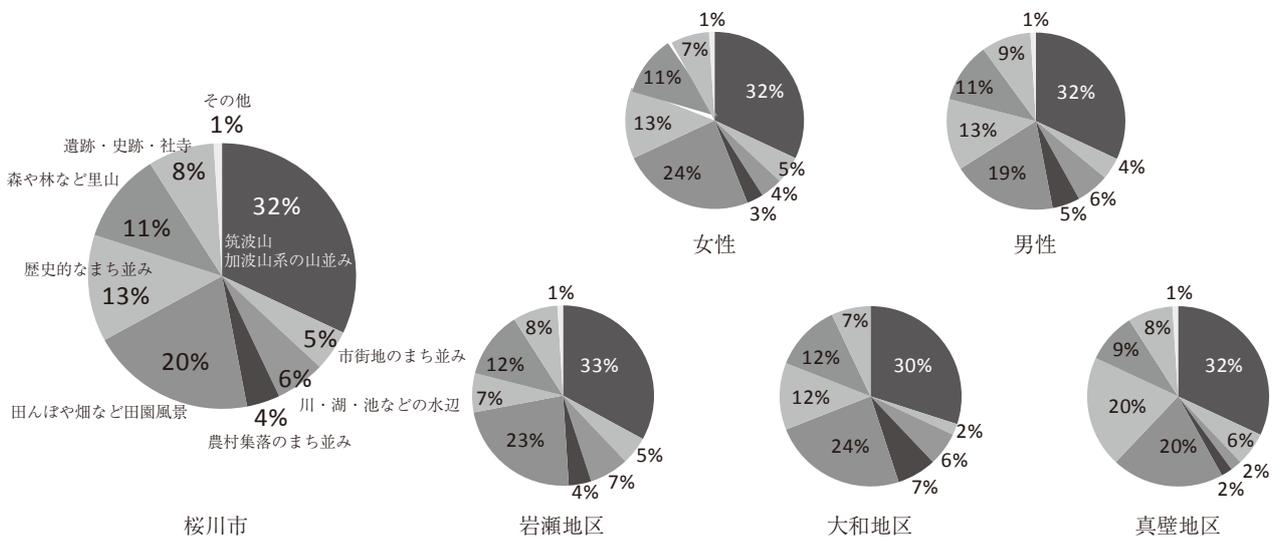
Q1. 景観・風景・まち並みといったものに関心がありますか？



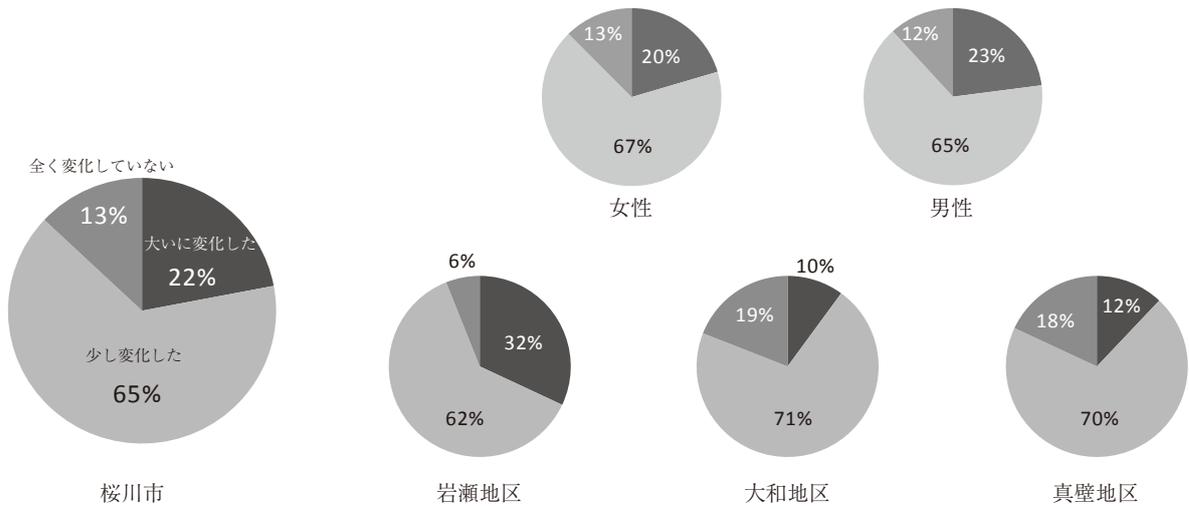
Q2. 桜川市の景観を「良い」と感じますか？



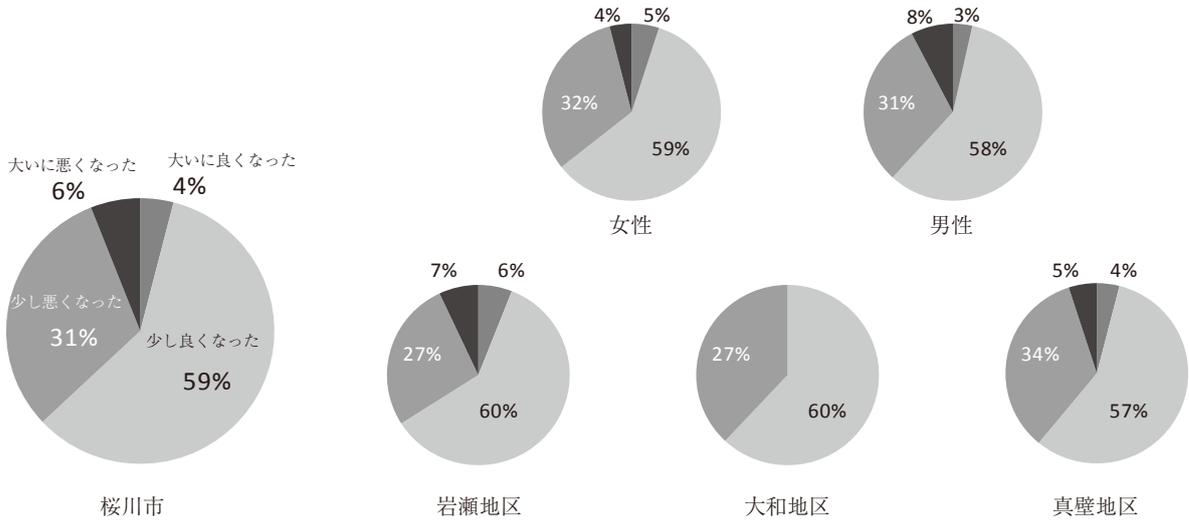
Q3. 桜川市のどのような景観を「良い」と感じますか？



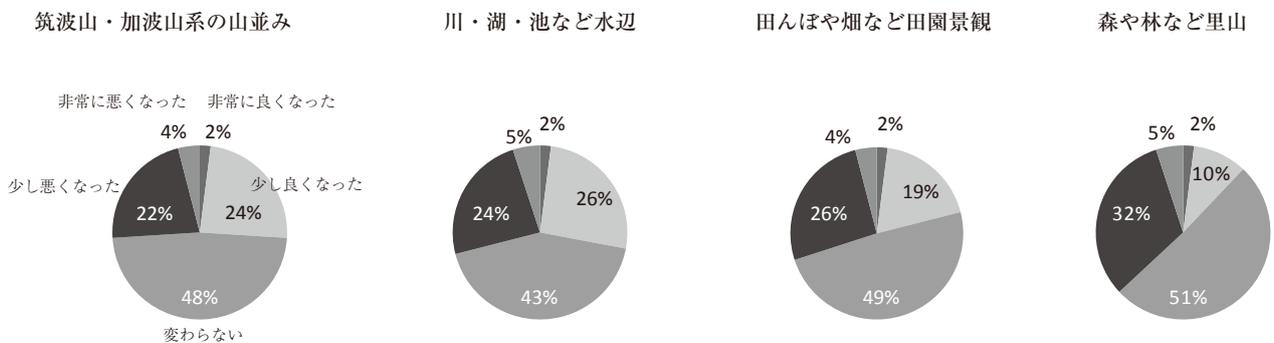
Q4. 桜川市の景観や風景はこの10～20年で変化したと思いますか？



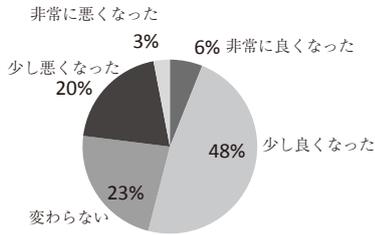
Q5. Q4. 「大いに变化した」「少し变化した」と答えた方にお伺いします。桜川市の景観や風景は良くなったのか・悪くなったのかどう思いますか？



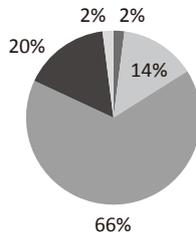
Q6. それぞれの景観について、どう変化したと思いますか？



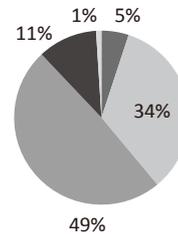
市街地のまち並み



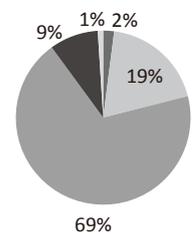
農村集落のまち並み



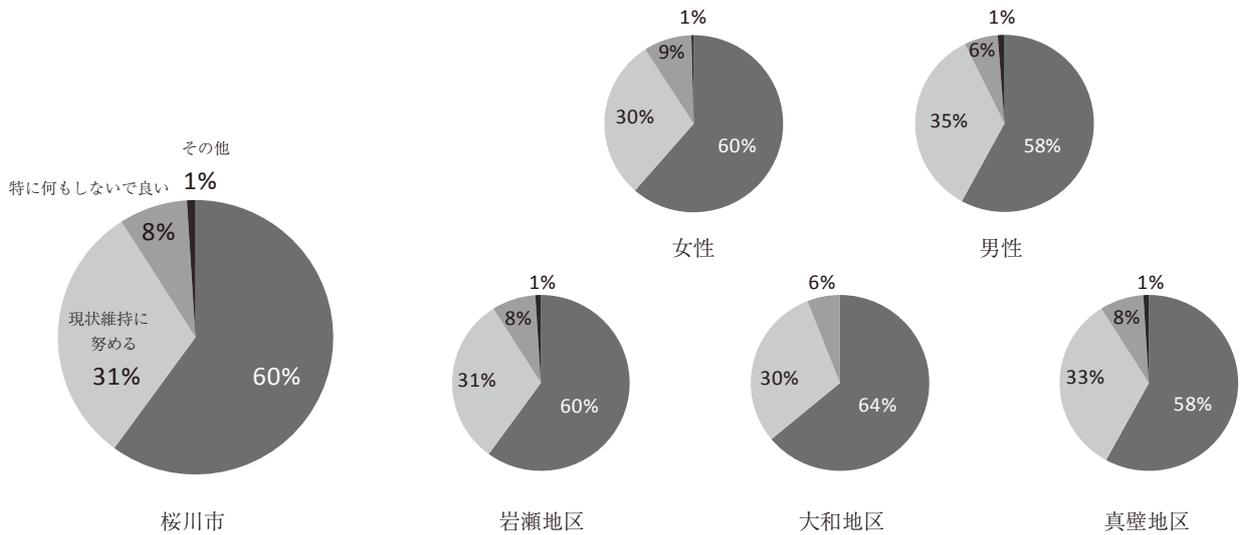
歴史的なまち並み



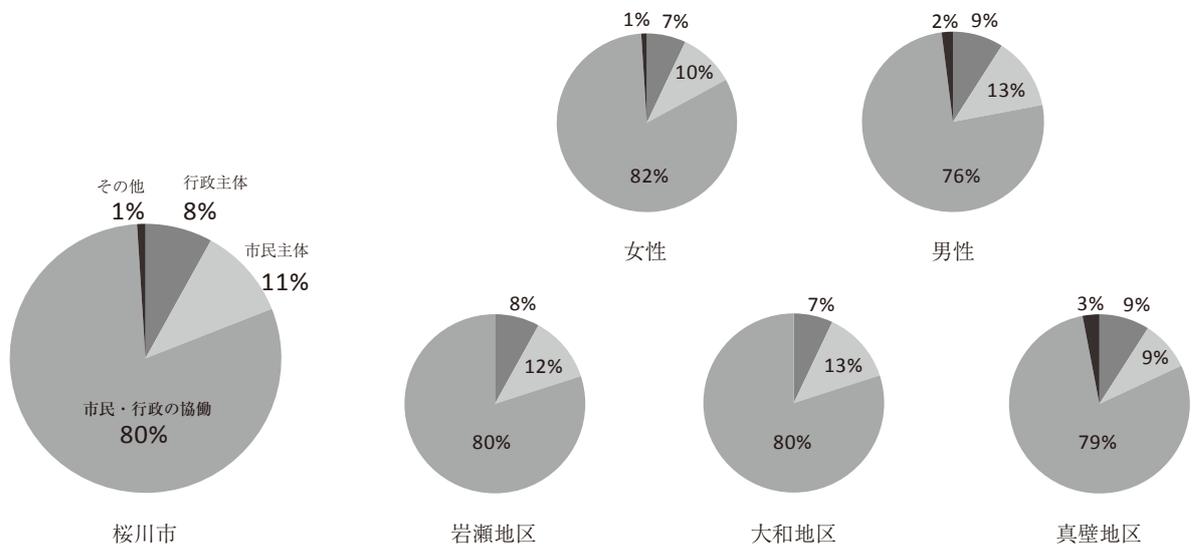
遺跡・史跡・寺社



Q7. 桜川市の景観を良くしていくべきか、現状維持か、このままで良いか、どう思いますか？



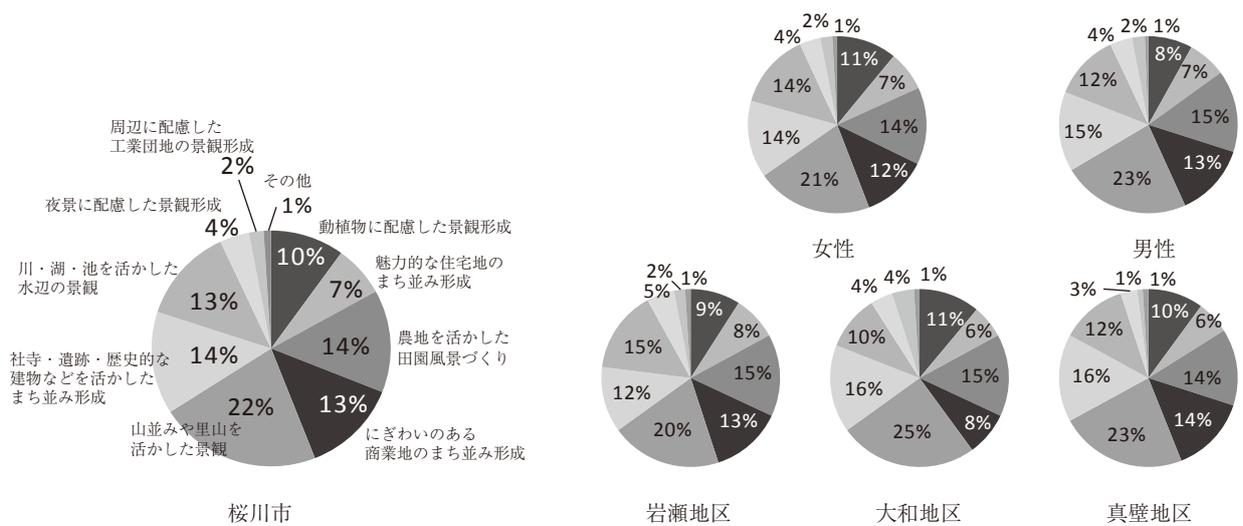
Q8. 桜川市のまちづくりは今後どのような体制で取り組むべきだと思いますか？



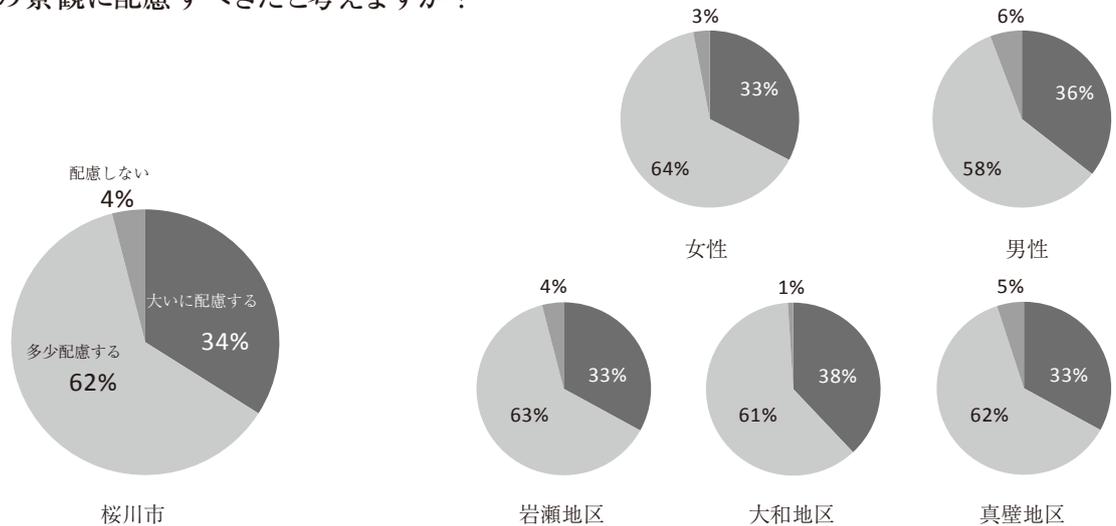
Q9. 桜川市の中で「良い」と感じる景観、「悪い」と感じる景観はありますか？【記述式】

| 「良い」と感じる景観 | 「悪い」と感じる景観 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●真壁のまち並み <ul style="list-style-type: none"> ・昔ながらの景観が残っていて歴史を感じる ・ひなまつりがあり、一軒一軒伝統を感じる ・花があり、ごみがなく、整理されきれいに見える ・郵便局、伊勢屋のあたりがおもむきがある ・まちぐるみで歴史的建物を守っていこうという意識が感じられる ・ひな祭りや夏祭り (観光客が賑わっていてとても伝統を感じる) ●筑波山に向かう道からは山がよく見えて良い <ul style="list-style-type: none"> ・真正面に山が見えるところが良い ・きれいな山並み ・たくさんの緑 ●枳箕ヶ池 <ul style="list-style-type: none"> ・きれいに整備されていて、冬は白鳥が来るので子供に見せられる ●山口地区（鏡ヶ池） <ul style="list-style-type: none"> ・池にかかる桜に四季を感じる ●富谷観音の駐車場からの風景 <ul style="list-style-type: none"> ・市内を一望できて筑波山もきれい ・田園風景 ・ゆとりのある町並み ・山に囲まれ自然が多い、夜は街灯の明りがきれい ●広大な田園風景 <ul style="list-style-type: none"> ・そば畑（白花）稲穂（黄色） ●中里から見た竜神山 ●上野沼 <ul style="list-style-type: none"> ・筑波山も見え、沼周辺では四季を感じる場所が多い ●平沢地区から見た高峯山 <ul style="list-style-type: none"> ・春の山桜のパッチワーク ●田んぼごしに見える筑波山 <ul style="list-style-type: none"> ・のどかな感じ ・大らかな感じ ●りんりんロードからの筑波山、加波山 <ul style="list-style-type: none"> ・雨、風、台風が少なく自然てんこもりで、四季折々美しい ●つくし湖 <ul style="list-style-type: none"> ・桜と湖がきれい ●門毛地区、高峯地区 <ul style="list-style-type: none"> ・山桜 ・新緑 ・田園風景 ●雨引山 <ul style="list-style-type: none"> ・楽法寺の賑わいと自然環境（山桜など）の素晴らしさ | <ul style="list-style-type: none"> ●50号沿い <ul style="list-style-type: none"> ・石の歩道がゴミできたない ・閉まっている店 ・アパートだらけになった ●岩瀬駅前通り（50号まで） <ul style="list-style-type: none"> ・活気がなくただ広いだけ ・駅前だけすばらしく良く、駅と駅前がアンバランス ・道路が広くなっただけで建物とミスマッチで殺風景 ・空き家が多い ●りんりんロード <ul style="list-style-type: none"> ・草が多く犬のふんで汚い ●休耕田・畑 <ul style="list-style-type: none"> ・荒れたままでよくない、せめて草刈りをしてほしい ●岩瀬から筑波にかけての山々の風景 <ul style="list-style-type: none"> ・木が枯れて茶色になっている ・松食い虫による被害 ・倒木（ヤブが多くなった） ・木が減って山肌が見えている ●富谷地区 <ul style="list-style-type: none"> ・採石で山が削れていて原形をとどめていない ●真壁地区から見た加波山系（削られた山） <ul style="list-style-type: none"> ・山肌が見えている ●桜川の水辺周辺 <ul style="list-style-type: none"> ・猟銃で鳥をとっている人たちがいるが、鳥の死骸がそのままになっていたり、羽が山積みになっている ・整備する必要性は感じないが、水と触れ合える場所が少ない ・汚い（水遊びできるような川がよい） ●いろいろなところで <ul style="list-style-type: none"> ・地場産業の石材は、出来上がりが並んでいる景観はすごいと思うが、石のくずなどが整理されずにおいてある姿はあまりよく見えない ・電柱が目立つ ・ゴミがたくさん落ちている ・夜のバイクの騒がしさ ・屋外広告物 ・街路樹 |

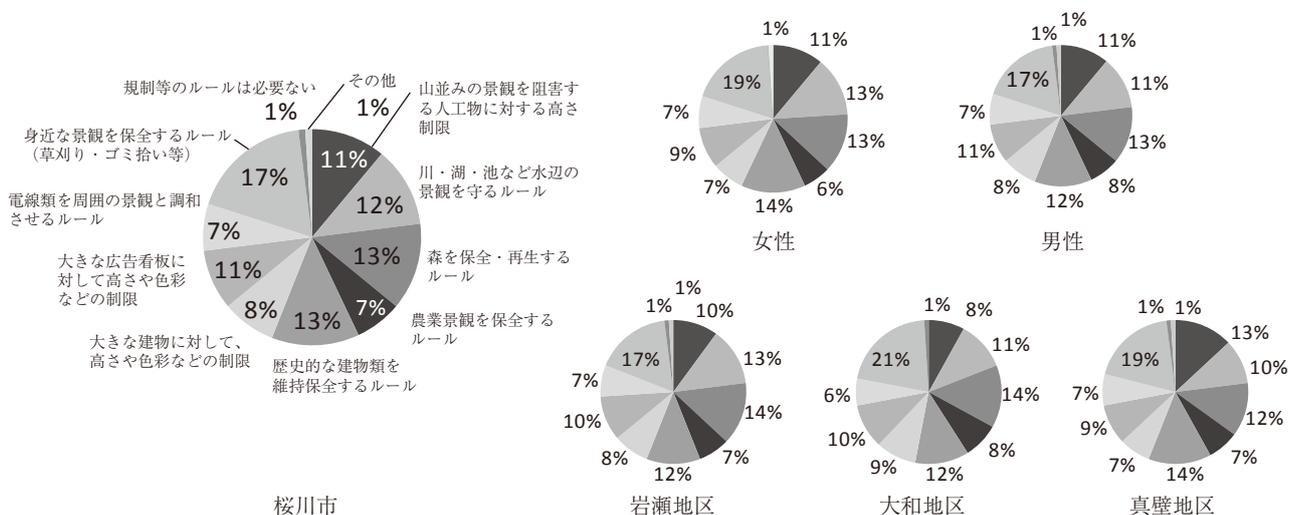
Q10. 桜川市の景観まちづくりは今後どのような方向で取り組むべきだと考えますか？



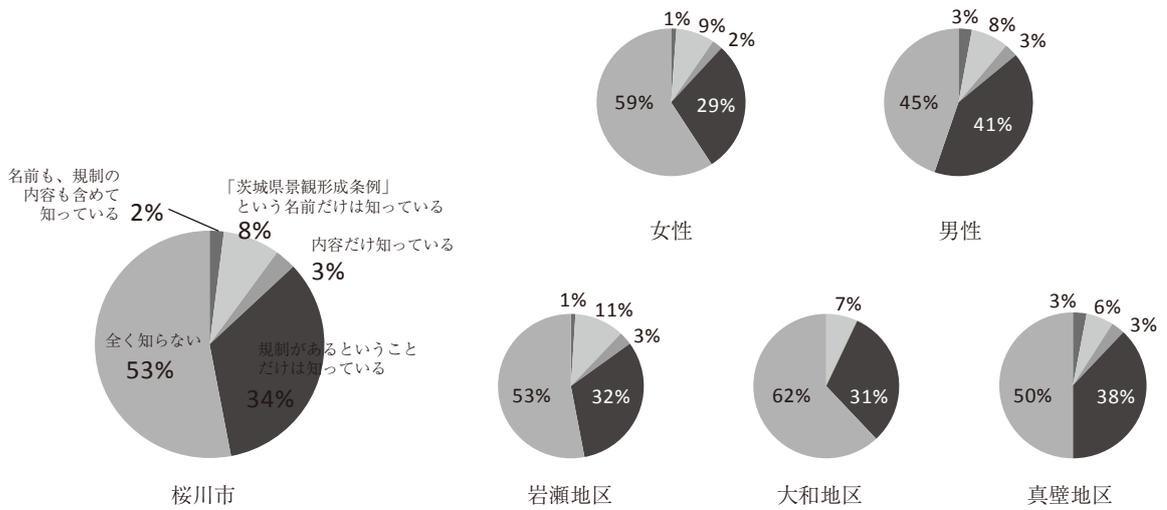
Q11. 公共施設の整備（道路・公園・建築物・河川）について周囲の景観に配慮すべきだと考えますか？



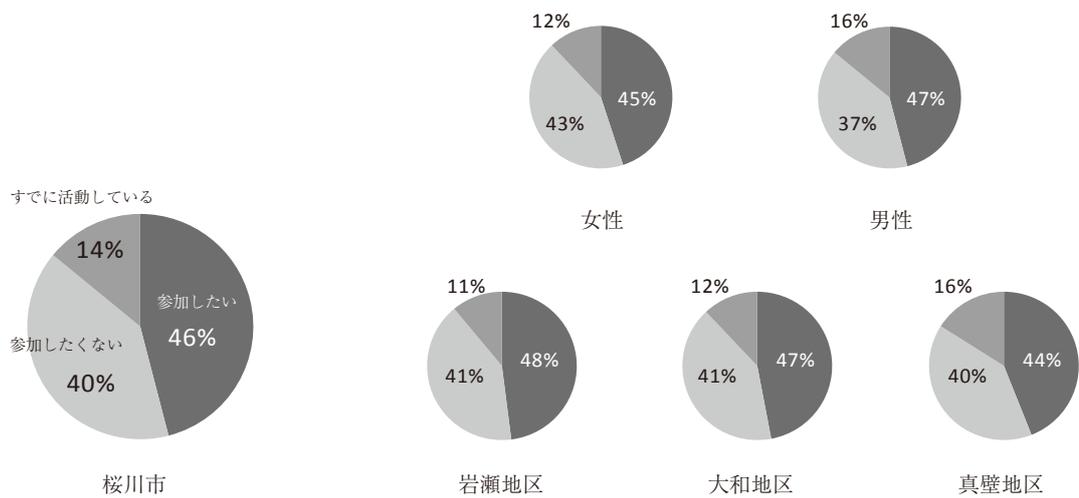
Q12. 景観まちづくりにはどのようなルールが必要だと思いますか？



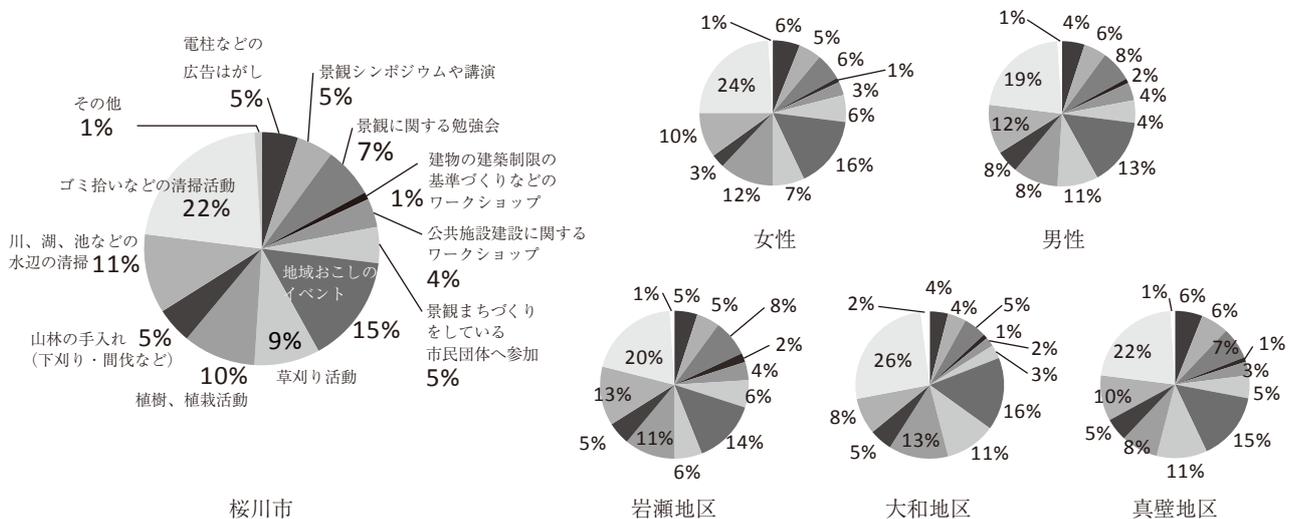
Q13. 茨城県景観形成条例を知っていますか？



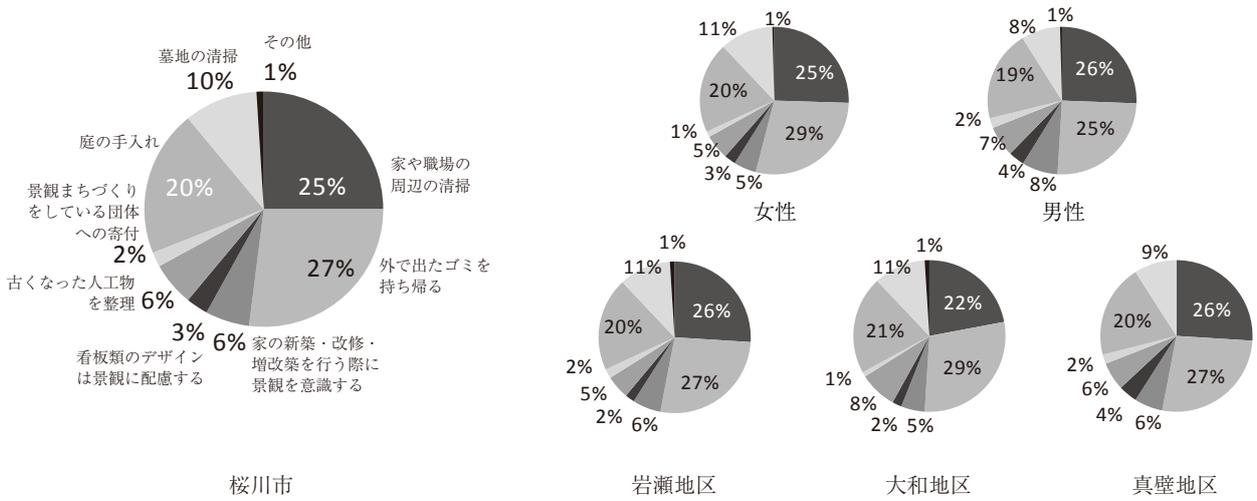
Q14. 景観に関連する活動に参加してみたいと思いますか？



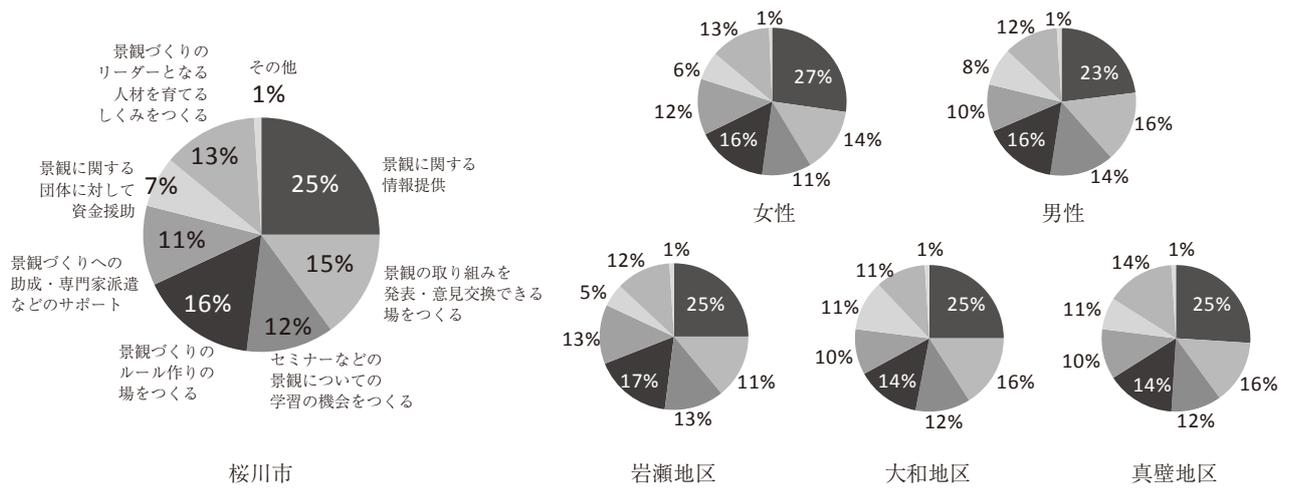
Q15. 今後まちづくり活動をするとしたら、どのような活動に参加してみたいと思いますか？



Q16. 個人でできる景観に関する活動で何がしたいと思いますか？



Q17. 景観に関する活動を実践していく上で、どのような支援策があればいいと思いますか？



桜川市景観まちづくりマスタープラン「桜源郷」策定の経過

二〇〇九（平成二二）年

二月二五日 景観行政団体への移行 公告

五月一八日 桜川市議会 建設経済常任委員会

五月二七日 庁議

六月二二日 桜川市議会 全員協議会

七月二四日 桜川市景観まちづくり協議会 理事会

七月二九日 桜川市景観まちづくり検討会議

八月一日 桜川市景観まちづくり協議会 総会・講演会

「景観を考える」F I T環境デザイン研究所

主宰 中井川正道氏

八月二〇日 桜川市景観審議会

九〇一〇月 市民アンケート *一

八月一九日 桜川市景観まちづくり協議会

視察研修（日光市内）

九月二七日 桜川市景観まちづくり協議会 全体部会

九月二八日 桜川市景観まちづくり協議会 講演会

「景観まちづくりの可能性」早稲田大学大学院

教授 後藤春彦氏

一〇月一日 桜川市景観まちづくり協議会 真壁地区委員会

一〇月二五日 桜川市景観まちづくり協議会 理事会

一〇月二一日 桜川市景観まちづくり検討会議

一〇月二二日 桜川市景観審議会

一一月二二日 桜川市景観まちづくり協議会 全体部会

*一

市民アンケート

実施期間 二〇〇九（平成二二）年九〇一〇月

発送総数 二〇〇〇通（不達二八通）

回答数 四五一通

回答率 二三%

- 二月二十九日 桜川市景観まちづくり協議会 真壁地区委員会
 - 二月三日 桜川市景観まちづくり協議会 理事会
 - 二月一日 桜川市景観まちづくり協議会 真壁地区委員会
 - 二月二十五日 桜川市景観審議会
 - 二月二十八日 桜川市景観まちづくり検討会議
 - 二月二十二日～二〇一〇(平成二二)年一月二一日
- パブリックコメント *二

二〇一〇(平成二二)年

- 一月二五日 桜川市景観まちづくり協議会 理事会
- 一月二九日 桜川市都市計画審議会
- 三月一日 桜川市景観まちづくり協議会 総会
- 三月一九日 桜川市景観審議会
- 四月二八日 庁議
- 六月一日 桜川市議会 全員協議会
- 一月一日 桜川市景観まちづくりマスタープラン策定告示

*三

*二

パブリックコメント(市ホームページ上に公開)
 実施期間 二〇〇九(平成二一)年十二月二二日～
 二〇一〇(平成二二)年一月二一日
 提出意見 二件

*三



景観まちづくりマスタープラン策定にあたりご尽力いただいた皆様

景観計画策定アドバイザー

後藤 春彦 (早稲田大学大学院教授)

桜川市景観審議会

会長

小柳 武和 (茨城大学工学部教授)

副会長

武村 実 (建築士)

委員

野中 勝利 (筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授)

黒田 乃生 (筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授)

石島 隆 (建築士)

富田 明珠 (建築士)

上野 征一 (市議会議員)

中川 泰幸 (市議会議員)

古川 静子 (市議会議員)

下条 高司 (市民代表)

高松 新平 (市民代表)

櫻井 まゆみ (市民代表)

桜川市景観まちづくり協議会

会長

中田 裕 (市長)

副会長

山田 耕一 (副市長)

理事

鈴木 孝和 (茨城県建築士会桜川支部)

堀 政洋 (サクラサクリプロジェクト)

田中 孝一 (いきいき駅サイト)

吾妻 周一 (ディスカバーまかべ)

川嶋 利弘 (まちづくり真壁)

谷口 武一 (登録文化財を活かす会)

塚本 幸子 (真壁街並み案内ボランティア)

櫻井 崇 (千年の森の会)

近藤 淳一 (桜川市区長会連合会)

鷺谷 一彦 (桜川市商工会)

相本 志津枝 (桜川市商工会)

佐藤 清一 (桜川市商工会)

稲葉 陽一 (桜川市商工会)

所 正康 (東京電力株式会社)

廣木 重光 (NTT東日本茨城)

小田部 喜英 (桜川市役所建設部長)

桜川市景観まちづくり協議会

全体部会および真壁地区景観づくり委員会 (五十音順)

飯泉 春長

市塚 章一

市塚 紀夫

市村 洋

稲葉 米子

上野 崇

大久保 まさ子

小田部 庄太郎

鈴木 ノブ子

鈴木 正徳

田中 宣寛

細谷 喜美夫

三輪 巴

比企 正信

渡辺 清一

桜川市景観まちづくり検討会議委員

委員長

山田 耕一 (副市長)

副委員長

小田部 喜英 (建設部長)

委員

渡辺 秀夫 (次長兼企画課長)

白井 典章 (次長兼総務課長)

山田 澄男 (次長兼財政課長)

入江 豊 (次長兼農林課長)

高松 輝人 (次長兼建設課長)

上野 幸一 (次長兼学校教育課長)

石掘 純 (税務課長)

原 芳文 (環境対策課長)

鈴木 俊男 (生活安全課長)

植木 優 (農地整備課長)

大和田 清 (商工観光課長)

杉山 文男 (文化生涯学習課長)

大和田 憲一 (農業委員会事務局長)

廣澤 由哲 (都市整備課長)

写真提供

木済 久

いきいき駅サイト

サクラサク里プロジェクト

ディスカバーまかべ

真壁街並み案内ボランティア

まちづくり真壁

登録文化財を活かす会

茨城県建築士会桜川支部

千年の森の会

桜川市商工会

参考資料・出典一覧

順不同

- ・岩瀬町史
- ・大和村史
- ・大和村史余稿
- ・真壁町史料 植物編Ⅰ 植物編Ⅱ 真壁町史編さん委員会
- ・ふるさと真壁文庫 NO/1-5 真壁町歴史民俗資料館
- ・磯部稲村神社謡曲桜川 磯部祐親
- ・真壁の町並みと景観 第四八回企画展 真壁町歴史民俗資料館
- ・伝統的建造物群保存対策調査報告書 真壁の町並み
- ・茨城県桜川市教育委員会
- ・風土記 坂本勝 青春出版社
- ・常陸風土記にみる古代 井上辰雄 学生社
- ・風土記を読む 中村啓信 谷口雅博 飯泉健司 大島敏史 おうふう
- ・茨城の歴史をさぐる 茨城県立歴史館
- ・茨城県の歴史 山川出版社
- ・生命40億年全史リチャード・フォーティ 草思社
- ・生態系のふしぎ 児玉浩憲 サイエンス・アイ新書
- ・水の科学 北野康 NHKブックス
- ・環境を（感じる） 郷康広 颯田葉子 岩波書店
- ・森と木の質問箱 社団法人 日本林業技術協会
- ・森林と市民参加 全国林業改良普及協会編
- ・魂の森を行け 一志治夫 新潮文庫
- ・植物と人間 宮脇昭 NHKブックス
- ・風土紀行 式正英 之潮

- ・日本人はどのように国土をつくったか
- ・上田篤 中村良夫 樋口忠彦 学芸出版社
- ・風景学入門 中村良夫 中公新書
- ・美しい都市をつくる権利 五十嵐敬喜 学芸出版社
- ・日本文化の風土 安田喜憲 朝倉書店
- ・美の条例 五十嵐敬喜 野口和雄 池上修一 学芸出版社
- ・景観生態学 横山秀司 古今書院
- ・沖縄の集落景観 坂本磐雄 九州大学出版会
- ・景観の構造 樋口忠彦 技法堂出版
- ・景観論 土木工学大系13 小柳武和他 彰国社
- ・街路の景観設計 小柳武和他 技報堂
- ・風景論ノート 景観法 町並み 再生 西村幸夫 鹿島出版会
- ・西村幸夫 都市論ノート 西村幸夫 鹿島出版会
- ・路地からのまちづくり 西村幸夫 学芸出版社
- ・景観形成と地域コミュニティ 鳥越皓之 家中茂 藤村美穂 農文協
- ・景観まちづくり論 後藤春彦 学芸出版社
- ・逆都市化時代 大西隆 学芸出版社
- ・図説都市デザインの進め方
- ・後藤春彦 佐藤滋 田中滋夫 山中知彦 丸善
- ・実践まちづくり読本―自立の心―協働の仕掛け 大森彌 後藤春彦
- ・山下茂 小田切徳美 内海麻利 大杉覚 公職
- ・生活景 身近な景観価値の発見とまちづくり
- ・後藤春彦 野中勝利 小林敬一 志村秀明 他十四名
- ・日本建築学会編纂 学芸出版社
- ・世界遺産白川郷 視線の先にあるもの 黒田乃生 筑波大学出版会2007
- ・設景 その発想と展開 小林治人 マルモ出版
- ・小布施まちづくりの奇跡 川向正人 新潮新書
- ・都市と緑地 石川幹子 岩波書店

- ・都市・農村の新しい土地利用戦略
- ・NPO法人日本都市計画家協会 学芸出版社
- ・都市計画はどう変わるか 小林重敬 学芸出版社
- ・まちづくり条例の実態と理論 内海麻利 第一法規
- ・コミュニティ・マネージメント 室田昌子 学芸出版社
- ・空間の経験 イーファー・トゥアン 山本浩訳 筑摩書房
- ・気づかせて動かす 熱情と理のマネジメント
- ・山口良治 平尾誠二 P H P 研究所
- ・動物としてのヒトを見つめる 島田彰夫 農文協
- ・パースの表現 ビーコム 染森健一 面出和子
- ・地球環境時代のまちづくり 日本建築学会編 丸善株式会社
- ・環境色彩（カラーコーディネーター検定一級テキスト）
- ・吉田愼吾 尾登誠一 片山和俊 横川昇二 長谷川博士 中井川正道
- ・東京商工会議所編 中央経済社
- ・シックデザイン 自然・都市・人々のデザイン
- ・林英光 長谷高史 中野恒明 岡田一天 奥貫隆 佐々木葉 川崎雅史
- ・中井川正道 佐々木美貴 大成出版社
- ・美ら島沖縄 風景づくりのためのガイドライン 内閣府沖縄振興局
- ・福島県 公共事業等景観形成指針 解説書 福島県生活環境部
- ・福島県 大規模行為景観形成基準 解説書 福島県生活環境部
- ・南会津地域公共事業等 景観形成ガイドライン 福島県南会津建設事務所

景観まちづくりマスタープラン

発行 二〇一〇（平成二二）年

発行者 桜川市

事務局 桜川市建設部都市整備課

編集協力 株式会社 東京ランドスケープ研究所

F I T 環境デザイン研究所

柴田広告事務所（写真撮影）



人・市民力の向上を目指す
生活景観を磨く
社会的景観を整える
自然景観を大切にする